

3部

各種資格などの 取得方法

■ 社会福祉士国家試験受験資格 取得希望の方へ	44
1 社会福祉士の取得に向けた学習	
2 社会福祉援助技術実習について	
3 社会福祉援助技術実習の免除について	
4 社会福祉士・精神保健福祉士両方の取得希望の方へ	
■ 精神保健福祉士国家試験受験資格 取得希望の方へ	62
1 募集の概要	
2 精神保健福祉士の取得に向けた学習	
3 精神保健福祉援助実習A・B	
4 精神保健福祉援助実習の免除について	
■ 社会福祉士・精神保健福祉士指定科目既修得単位の個別認定	79
■ 任用資格・その他の資格 取得希望の方へ	80
1 各種任用資格 取得希望の方へ	
2 その他の資格 取得希望の方へ	
■ 心理学関連資格 取得希望の方へ	82
1 認定心理士 取得希望の方へ	
2 福祉心理士 取得希望の方へ	
■ 履修証明プログラムのご案内	84

ポイント

- ・演習・実習指導科目の受講条件および学習の流れを知る。
- ・社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格取得にあたり、実習内容を知る。
- ・社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格取得にあたり、実務経験による実習免除を希望する場合の、免除に必要な要件と提出書類を知る。

社会福祉士国家試験受験資格 取得希望の方へ

通信教育部入学案内 p.20 ~ 21 も合わせてご覧ください

1 社会福祉士の取得に向けた学習

1 社会福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目

下表より最低限 23 科目 62 単位（選択科目もすべて含めると最大 27 科目 70 単位）を修得。

- ① 3 年次編入学者 最低限 23 科目 62 単位の修得で、卒業と指定科目の修得の両方が可能。
- ② 1 年次入学者・2 年次編入学者選択科目も含めすべて修得してください。
- ③ 実習免除者選択科目も含めすべて修得してください（「実習指導 A」「実習指導 B」「実習」の 3 科目は除く）。

※②・③は下表指定科目の修得とあわせて、卒業要件（p.12 ~ 15 参照）の達成も必要。

※2021年度からの法改正により、2020年度までの入学で単位修得した下記科目については、2021年度以降の再入学の際に単位認定されない場合があります。

【別表 1】社会福祉士国家試験受験資格に関する指定科目

厚生労働大臣の指定する 社会福祉に関する科目	本学の科目名	配 年次	科 目 単 位	S 単 位	履 修 方 法	オン デ マ ン ド	大卒者認定可能性 (注7)		
							旧カリ	新カリ	
☆人体の構造と機能及び疾病 ☆心理学理論と心理的支援 ☆社会理論と社会システム	医学一般	2年～	2	1	R or SR	☑	有		
	福祉心理学	1年～	2	1	R or SR	☑	有		
	福祉社会学	1年～	4	2	R or SR	☑	有		
☆現代社会と福祉	社会福祉原論（職業指導を含む）	2年～	4	2	R or SR	☑	無		
社会調査の基礎	社会調査の基礎	3年～	2	1	R or SR	☑	有（注4）		
相談援助の基盤と専門職	社会福祉援助技術総論	2年～	4	2	R or SR	☑	無		
相談援助の理論と方法	社会福祉援助技術論 A	2年～	2	1	R or SR	☑	無	有	
	社会福祉援助技術論 B	2年～	2	1	R or SR	☑	無	有	
☆地域福祉の理論と方法	地域福祉論	2年～	4	2	R or SR	☑	有		
☆福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画	3年～	2	1	R or SR	☑	無	有	
福祉サービスの組織と経営	福祉経営論	3年～	2	1	R or SR	☑	無	有	
☆社会保障	社会保障論	3年～	4	2	R or SR	☑	有		
高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉論	1年～	2	1	R or SR	☑	有		
	介護概論	1年～	2	1	R or SR	☑	有		
☆障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論	1年～	4	2	R or SR	☑	有		
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童・家庭福祉論	1年～	4	2	R or SR	☑	有		
☆低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	3年～	2	1	R or SR	☑	有		
☆保健医療サービス	保健医療サービス論	3年～	2	1	R or SR	☑	無	有	
就労支援サービス	就労支援サービス論（選択）	3年～	1	1	S	☑	無	有	
☆権利擁護と成年後見制度 更生保護制度	福祉法学（必修）	2年～	2	1	R or SR	☑	無（注5）	有	
	更生保護制度論（選択）	2年～	1	1	R or SR	☑	無（注5）	有	
相談援助演習	社会福祉援助技術演習 A	2年～	3	1	SR	☑	無（注6）		
	社会福祉援助技術演習 B	3年～	3	1	SR	☑	無（注6）		
	社会福祉援助技術演習 C	4年	3	1	SR	☑	無		
実習免除者は履修不要	相談援助実習指導	社会福祉援助技術実習指導 A	2年～	1		SR	実務経験者 免除有		
		社会福祉援助技術 実習指導 B	B-1	4年	2	2			SR
			B-2						
	B-3								
相談援助実習	社会福祉援助技術実習	4年	4	4	実習科目				

☆印：精神保健福祉士受験資格取得のための指定科目と共通の科目。

（注1）「医学一般」「福祉心理学」「福祉社会学」の3科目中いずれか1科目選択可。

（注2）「福祉法学」は必修。「就労支援サービス論」「更生保護制度論」は選択科目のため履修しなくても可。

（注3）国家試験は演習・実習科目以外のすべてから出題されるので、すべての指定科目の履修を推奨。

（注4）単位修得証明書の科目名などから「社会調査の基礎」に該当する科目を2単位分修得していることが明確になる場合のみ認定可能。それ以外の場合、シラバスを提出いただくこともあります。

（注5）本学通信教育部で2009年度以降のスクーリングおよびレポート合格者は認定可能性あり。

（注6）本学通信教育部出身者のみ認定可能性あり。

（注7）大卒者認定可能性：福祉系の四年制大学を卒業した方で、在学中に上記指定科目の単位修得をしている場合は、既修得単位の個別認定ができる可能性があります。くわしくは p.79 をご覧ください。

2 社会福祉士国家試験受験資格取得（実習受講者向け）のための履修モデル

卒業までにどのような科目を履修するかモデルです（この通り履修する必要はありません）。入学時に、入学1年めの履修登録科目のモデルや学習計画例を配付しています。それにそって学習をしていただくことも可能ですし、ご自身でアレンジして履修登録やスクーリング受講の計画を立てて学習をしていただくことも可能です。

()内は単位数

社会福祉士国家試験受験資格取得【1年次入学者】履修モデル

	共通基礎科目	専門必修科目	専門選択科目（指定科目）	専門選択科目
1年次 (37単位)	ボランティア論(2) 基礎演習(2) 教育の歴史と思想(2) 社会福祉学入門(1) 他7単位履修		福祉社会学(4) 福祉心理学(2) 児童・家庭福祉論(4) 障害者福祉論(4) 高齢者福祉論(2) 介護概論(2)	福祉ボランティア活動(1) 心理学概論A(2) 心理学概論B(2)
2年次 (40単位)	人権と福祉(1) 他3単位履修	福祉法学(2) 社会福祉原論(4) 地域福祉論(4)	医学一般(2) 更生保護制度論(1) 社会福祉援助技術総論(4) 社会福祉援助技術論A(2) 社会福祉援助技術論B(2) 社会福祉援助技術演習A(3) 社会福祉援助技術実習指導A(1)	認知症介護論(1) 福祉リスクマネジメント(4) 老年心理学A(2) 老年心理学B(2) 人間関係論(1) ライフサイクルと福祉心理学(1)
3年次 (31単位)		社会保障論(4) 公的扶助論(2)	社会福祉援助技術演習B(3) 社会調査の基礎(2) 福祉行財政と福祉計画(2) 福祉経営論(2) 保健医療サービス論(2) 就労支援サービス論(1)	リハビリテーション論(2) 知的障害者福祉論(2) 家族法(4) 発達障害者の地域支援(1) ケアマネジメント論(4)
4年次 (16単位)			社会福祉援助技術演習C(3) 社会福祉援助技術実習指導B(2) 社会福祉援助技術実習(4)	医療・福祉経済論(2) 福祉用具と生活支援(4) 特講・社会福祉学5(1)
合計 (124単位)	18単位	16単位	54単位	36単位

社会福祉士国家試験受験資格取得【3年次編入学者】履修モデル

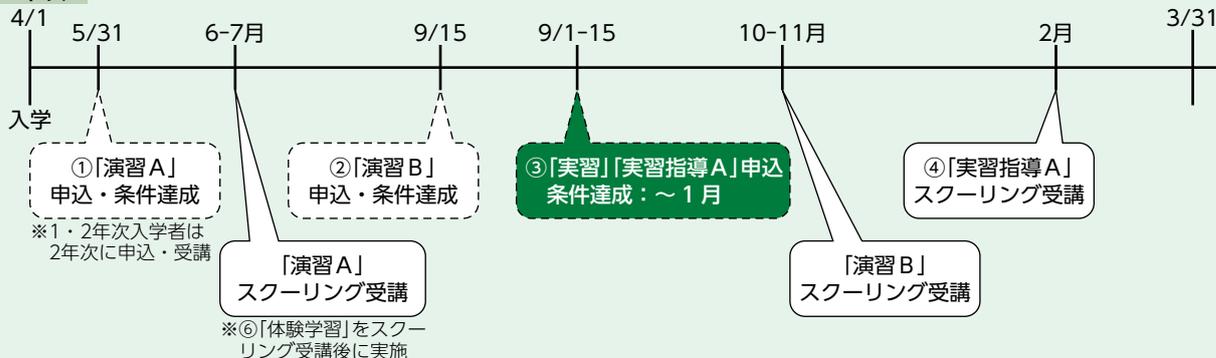
	共通基礎科目	専門必修科目	専門選択科目（指定科目）	専門選択科目
3年次 (40単位)	(18単位 一括認定)	社会福祉原論(4) 地域福祉論(4) 福祉法学(2)	高齢者福祉論(2) 児童・家庭福祉論(4) 社会福祉援助技術総論(4) 社会福祉援助技術論A(2) 社会福祉援助技術演習A(3) 福祉心理学(2) 社会福祉援助技術実習指導A(1)	介護概論(2) 障害者福祉論(4) 社会福祉援助技術論B(2) 社会福祉援助技術演習B(3) 更生保護制度論(1)
4年次 (31単位)		社会保障論(4) 公的扶助論(2)	社会調査の基礎(2) 福祉経営論(2) 福祉社会学(4) 就労支援サービス論(1) 社会福祉援助技術実習指導B(2) 社会福祉援助技術実習(4)	福祉行財政と福祉計画(2) 保健医療サービス論(2) 医学一般(2) 社会福祉援助技術演習C(3) 特講・社会福祉学5(1)
合計 (71単位)		16単位	46～54単位	1単位

3 最短で社会福祉士国家試験受験資格取得のための受講スケジュールと受講条件について

3年次編入学者が2年間で、社会福祉士国家試験受験資格を取得するための「演習・実習指導・実習」科目
また、「演習・実習指導・実習」科目を受講するためには、下記の受講条件を満たしていくことが必要です。

【実習受講者】

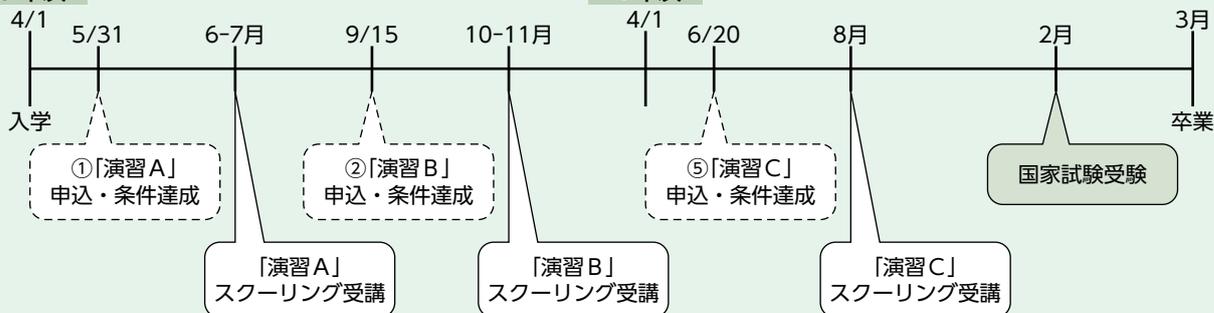
3年次



【実習免除者】

3年次

4年次



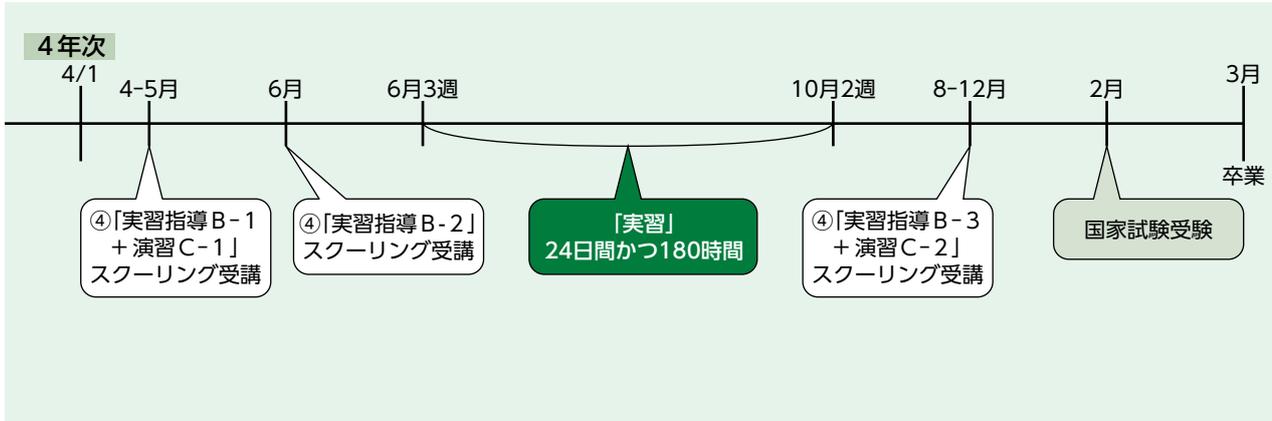
①社会福祉援助技術演習A

配当年次	2年次以上			
申込締切	5/31・9/15・11/30 ⇒実習受講者が最短修業年限で卒業するためには、3年生の5月末までの申込みが必要			
受講条件	<p>受講判定日*までに下記(1)～(3)の達成。 ※5/31申込: 5/31・6/15・6/30 9/15申込: 9/15 11/30申込: 11/30</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 「社会福祉援助技術総論」 1・2単位め レポート提出</td> <td>(2) 「社会福祉援助技術演習A」 1単位め レポート提出</td> <td>(3) 20単位修得 (入学から1年以上経過して 申込み場合)</td> </tr> </table>	(1) 「社会福祉援助技術総論」 1・2単位め レポート提出	(2) 「社会福祉援助技術演習A」 1単位め レポート提出	(3) 20単位修得 (入学から1年以上経過して 申込み場合)
(1) 「社会福祉援助技術総論」 1・2単位め レポート提出	(2) 「社会福祉援助技術演習A」 1単位め レポート提出	(3) 20単位修得 (入学から1年以上経過して 申込み場合)		

②社会福祉援助技術演習B

配当年次	3年次以上						
申込締切	9/15・3/15 ⇒実習受講者が最短修業年限で卒業するためには、3年生の9/15までの申込みが必要						
受講条件	<p>受講判定日*までに下記(1)～(6)の達成。 ※9/15申込: 9/15・10/15 3/15申込: 3/15・4/15</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 「総論」「演習A」 2科目分すべての レポート提出</td> <td>(2) (1)以外に指定科目から 4科目分すべての レポート提出</td> <td>(3) 「演習A」の スクーリング試験合格</td> </tr> <tr> <td>(4) 「社会福祉援助技術演習B」 1単位め レポート提出</td> <td>(5) 20単位修得 (入学から1年以上経過して 申込み場合)</td> <td>(6) 「養成課程履修費」 期限までの入金</td> </tr> </table>	(1) 「総論」「演習A」 2科目分すべての レポート提出	(2) (1)以外に指定科目から 4科目分すべての レポート提出	(3) 「演習A」の スクーリング試験合格	(4) 「社会福祉援助技術演習B」 1単位め レポート提出	(5) 20単位修得 (入学から1年以上経過して 申込み場合)	(6) 「養成課程履修費」 期限までの入金
(1) 「総論」「演習A」 2科目分すべての レポート提出	(2) (1)以外に指定科目から 4科目分すべての レポート提出	(3) 「演習A」の スクーリング試験合格					
(4) 「社会福祉援助技術演習B」 1単位め レポート提出	(5) 20単位修得 (入学から1年以上経過して 申込み場合)	(6) 「養成課程履修費」 期限までの入金					

の受講スケジュールは下表のとおりです。



③社会福祉援助技術実習

配当学年	4年次
申込締切	実習前年度の9/15（受理判定日：10/31・11/30・12/20・1/31）
申込受理条件	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>9/15時点 (1) 62単位以上の修得 (一括認定単位を含む)</p> </div> <div style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>10/31時点 (2) 「実習指導A」課題3の レポート提出 および 受理判定日までの合格</p> </div> <div style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>11/30時点 (3) 「演習B」のスクーリング 試験合格 および すべてのレポート提出</p> </div> <div style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>受理判定日まで (4) 指定科目から「総論」「演習A」 を含む8科目の単位修得</p> </div> <div style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>受理判定日まで (5) 卒業要件単位80単位以上の 単位修得 (認定単位を含む)</p> </div> <div style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>10/31 (遅くとも12/10) (6) 体験学習 (下記参照) を実施 し、受理判定日までの合格</p> </div> <div style="width: 100%; padding: 5px;"> <p>(7) 社会福祉分野の業務に携わる意志を強く持っており、社会福祉の学習および実習に対して熱意と意欲をもっていること。社会的なルールが守れること。</p> </div> </div>

④社会福祉援助技術実習指導A・B、社会福祉援助技術演習Cは、実習申込みが受理された後に受講。

⑤社会福祉援助技術演習C（実習免除者向け）

配当年次	4年次
申込締切	【2日間連続受講型】6/20（受講日：8月）or 11/15（受講日：12月） 【分割受講型】4/1（受講日：1日目4-5月、2日目8-12月）※仙台は分割受講型なし。
受講条件	申込締切日までに下記(1)～(4)の達成。 <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; margin-top: 10px;"> <div style="width: 25%; padding: 5px;"> <p>「演習B」のスクーリング (1) 試験合格 および すべてのレポート提出</p> </div> <div style="width: 25%; padding: 5px;"> <p>「社会福祉援助技術演習C」 (2) 1・2単位め レポート提出</p> </div> <div style="width: 25%; padding: 5px;"> <p>(3) 指定科目から 8科目の単位修得</p> </div> <div style="width: 25%; padding: 5px;"> <p>(4) 卒業要件単位80単位 以上の単位修得 (認定単位を含む)</p> </div> </div>

⑥体験学習について（実習前年度までに受講。免除制度あり）

概要	実習受講希望者が、実習前年度までに行う、福祉施設の現場体験（ただし、p.49～50に記載の施設・事業での勤務や実習の経験者は「実績報告書」を提出・合格すれば免除）。
日数	連続3日間かつ21時間以上
時期	「社会福祉援助技術演習A」スクーリング受講後、実習申込年の12/10まで。
体験学習先	1) p.49～50に記載の施設・事業（医療法に規定する病院及び診療所は除く）。 2) 学生自身で、1)に該当の施設から内諾を取り、そのうえで大学より依頼します。 3) 詳細は、「社会福祉援助技術演習A」スクーリングでガイダンスを行います。

2

社会福祉援助技術実習について

1

社会福祉援助技術実習の概要

科目名	社会福祉援助技術実習	
配当年次	4年次	
実習日数	24日間以上かつ180時間以上	
実習時期	6月第3週～10月第2週（9月末卒業希望者*：6月第3週～8月第2週） *実習後8月下旬に仙台での実習事後指導スクーリングの受講が必要。	
実習の分割	4分割まで可能 （同一年度、同一実習先にて、1回5日間（連続）以上で。大学および実習先の許可が必要。推奨は2分割まで。）	
実習先	【要件】	p.49～50に記載した法令で定められた種別の福祉施設・事業で、かつ省令の基準を満たす箇所 省令で定められた講習会を受講した社会福祉士が実習指導者であること（実務経験3年以上）
	【選択方法】	「登録実習先」（p.49参照）から選択・希望していただくことが原則。ただし、「登録実習先」にない箇所でも可能（省令の基準を満たしており承諾が得られた場合）。 勤務先での実習も可能。ただし、省令の基準を満たす施設で所属長の了解をとり、休暇扱いで、「社会福祉援助技術実習」にふさわしい内容が必要。 病院・診療所など医療機関での実習は、医療機関において勤務経験がある等、医療ソーシャルワークに関して十分理解（課題レポートの合格）のある方のみが可能。
実習可能地域	北海道 東北（青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島） 関東（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川） 甲信越（新潟） ※上記以外の地域を希望する場合は、ご自身で実習先を確保していただく場合があります。	
巡回・帰校指導	実習期間中の本学実習担当教員による指導（計4回） ・巡回指導（1回）：実習先に教員が訪問・指導 ・帰校指導（3回）：指定の会場に集まり、教員より指導 （原則土 or 日曜日。90分程度。仙台・札幌・青森・盛岡・秋田・山形・福島・東京・新潟の各地）。 ※帰校指導を受講できない場合には巡回指導に変更となり、別途巡回指導費（15,000円／1回）が追加になります。	
留意事項	実習の依頼はすべて大学から行います。 実習期間中はスクーリング（オンデマンド含む）の受講はできません。 実習開始2カ月前までに「演習A・B」「実習指導A」を含む指定専門科目40単位以上の単位修得、および「実習指導B」スクーリングの受講、実習計画書の立案などが求められます。	

※「社会福祉士」「精神保健福祉士」両方の実習を行う場合

p.61の内容をご確認ください。

2 社会福祉援助技術実習 実習先

【実習先の要件】…下記①②両方を満たす施設・事業等の種別

①p.49～50に記載の施設・事業等の種別

②実習指導者資格※を有する社会福祉士がいる施設・事業等の種別

※実習指導者資格：社会福祉士の資格を取得した後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者で、かつ厚生労働大臣が基準を定める実習指導者講習会を修了した者。

【登録実習先】

- ▶本学通信教育部学生の実習を受け入れていただくことをご承諾いただいている施設・事業等。
 - ・東北・北海道・関東・新潟を中心に、全国に多数有り（通信教育部ホームページ参照）。
 - ・施設の都合により、希望する年度に実習の受け入れをいただけない場合もあります。
 - ・現在実習先として登録があっても、実習指導者の異動等により変更となる可能性があります。
 - ・現在実習先として未登録でも、要件を満たしており、施設の承諾が得られれば大学より依頼し「登録実習先」に追加します。

【東海・北陸・近畿地方以西での実習について】

- ▶下記の点にご注意ください。
 - ・実習中の帰校指導開講地は東京か新潟が最も近くとなります。帰校指導が受講できずに巡回指導に変更する場合は実習巡回指導費（3回分 45,000 円）が実習費に上乗せされます。
 - ・実習先の確保ができず、希望する年度に実習受講できない可能性もあります。

■実習先として認められる施設・事業等の種別

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)	児童相談所	乳児院	母子生活支援施設
	児童養護施設	福祉型障害児入所施設	情緒障害児短期治療施設
	児童自立支援施設	児童家庭支援センター	指定発達支援医療機関
	障害児通所支援事業	障害児相談支援事業	
医療法 (昭和 23 年法律第 205 号)	病院		診療所
身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号)	身体障害者更生相談所		身体障害者福祉センター
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号)	精神保健福祉センター		
生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号)	救護施設		更生施設
	授産施設		宿泊提供施設
社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号)	福祉に関する事務所		市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
売春防止法 (昭和 31 年法律第 118 号)	婦人相談所		婦人保護施設
知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号)	知的障害者更生相談所		
障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和 35 年法律第 123 号)	広域障害者職業センター	地域障害者職業センター	障害者就業・生活支援センター
老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)	老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム	軽費老人ホーム	老人福祉センター
	老人介護支援センター	有料老人ホーム並びに老人デイサービス事業	
母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号)	母子・父子福祉センター		
更生保護事業法 (平成 7 年法律第 86 号)	更生保護施設		

<p style="text-align: center;">介護保険法 (平成9年法律第123号)</p>	<p>介護老人保健施設及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業 <p>地域密着型サービス事業のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業 ・居宅介護支援事業 <p>介護予防サービス事業のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業 <p>地域密着型介護予防サービス事業のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業 <p>介護予防支援事業並びに地域支援事業のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一号通所事業又は第一号介護予防支援事業
<p>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法 (平成14年法律第167号)</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設</p>
<p>発達障害者支援法 (平成16年法律第167号)</p>	<p style="text-align: center;">発達障害者支援センター</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)</p>	<p>障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養介護 ・生活介護 ・短期入所 ・重度障害者等包括支援 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業
<p>身体障害者福祉法 (改正前：第4条の2第3項)</p>	<p>身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設</p>
<p>前各号に準ずる施設又は事業 (平成20年11月11日社援発第1111001号)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく身体障害者福祉工場 2. 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく知的障害者福祉工場 3. 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行う施設 4. 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添14(ホームレス自立支援事業実施要領)に基づくホームレス自立支援センター 5. 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センター 6. 「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)に基づく隣保館 7. 次のいずれの条件も満たすいわゆる独立型社会福祉士事務所 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社団法人日本社会福祉士会へ登録している社会福祉士が開設した事務所であること。 (2) 独立型社会福祉士事務所を開業して3年以上の実績を有していること。 (3) 利用者からの相談に応ずるために必要な広さを有する区画が設けられていること。 (4) 他の独立型社会福祉士事務所等との連携が確保されているなど、適切な実習指導体制が整っていること。 (5) 事故発生時等の対応として、損害賠償保険等に加入していること。

3 社会福祉士国家試験受験資格取得のための学費

実習受講者		実習免除者	
1年次入学者	3年次編入学者	1年次入学者	3年次編入学者
87万円から	53万円から	74万円から	40万円から

1年次入学者 → 在学4年間・スクーリング単位30単位修得の場合。

3年次編入学者 → 在学2年間・スクーリング単位15単位修得の場合。

※実習受講者へ

- ・上記には実習関連費(実習費11万円、実習指導スクーリング費2万円)が含まれています。
- ・実習中の帰校指導を巡回指導に変更の場合、1回につき1万5千円が別途追加となります。
- ・実習中に実習中止となった場合、実習費は返金されません。
- ・実習開始前でも、実習先決定後に実習を取り下げる場合、事務手数料1万5千円が必要です。

4 社会福祉士国家試験受験資格取得に関するQ&A

Q1 遠方に住んでいますが、3年次編入学で受験資格を取得する場合、スクーリングなど仙台まで行かなくても可能ですか？

A. 入学時期と地域により異なります。右表を参考にしてください。なお、右記地域での会場スクーリングだけでなく、科目修了試験、オンデマンド・スクーリングも利用することが必要です。

	4月入学者	10月入学者
札幌・東京・新潟	○	×(仙台に最低1回)
盛岡	×(仙台に最低1回)	×(仙台に最低2回)

Q2 実習は卒業するためには必修ですか？

A. 卒業するためには必修ではありませんが、国家試験受験資格取得のためには必修です(入学前の実務経験により実習の免除制度あり)。

Q3 実習免除の対象について、施設の種別は該当していますが、職種が該当していません。ただし、同様の勤務内容で従事しています。免除となるでしょうか？

A. 認められません。あくまで、対象職種として辞令を受けて従事している必要があります。

Q4 社会福祉士の国家試験はいつ受験できますか。

A. 例年2月上旬にある社会福祉士の国家試験は、卒業見込みで(10月入学の方は9月末に卒業後)受験可能です。ただし、3月末に卒業しないと合格が取消されます。

Q5 社会福祉士の国家試験対策講座などはありますか。

A. 本学通信教育部独自の受験対策により、合格をめざす学生・卒業生をサポートしています。(これまでの実施例) ※今後変更となる場合もあります。

講義型 本学教員による国家試験対策講義(講義4回+全国统一模試1回)

在宅型 年6回の模擬小テスト

3

社会福祉援助技術実習の免除について

1 入学前に相談援助の実務経験を1年以上有する方の実習履修免除について

「2 社会福祉援助技術実習の免除対象となる実務経験コード番号表」に記載された施設 (p.52～57) からの専任の辞令と、入学前までに (4月生：3/31時点、10月生：9/30時点) 1年以上の「相談援助」を主たる業務として行っている方は、実習科目 (「社会福祉援助技術実習指導A・B」「社会福祉援助技術実習」の3科目7単位) が履修免除になる可能性があります。

該当する方は、ご出願の際に下記の様式をご提出ください (p.58～59「記入上の注意」参照)。

様式5 実務経験申告書＝本人記入・捺印

様式6 実務経験証明書＝証明権者による記入・公印捺印

(注) ご出願いただいた実習免除に関する記載内容について、入学後にその内容が事実と反していたことが判明し、実習免除や国家試験の合格が取り消された場合、本学ではその責任は負いませんので、あらかじめご了承ください。

2 社会福祉援助技術実習の免除対象となる実務経験コード番号表

次の施設・職種が、社会福祉士の国家試験受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

※同名の施設種類、職種でなければ該当しません。

- 1) 様式5「実務経験申告書」および 様式6「実務経験証明書」の「施設 (事業) 等種類」、「職種名」および「コード」欄の記入にあたって
 ➔ 次の表より、該当する「施設種類」・「職種名」・「コード」を記入してください。
- 2) 様式6「実務経験証明書」の「職種名」欄の記入について
 ➔ 職種名は、辞令等で発令されている職種名を記入してください。

■高齢者分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード	
介護 保 険 法	介護 保 険 施 設	指定介護老人福祉施設 (指定地域密着型介護老人福祉施設を含む)	生活相談員 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1011 1012
		介護老人保健施設	支援相談員	1021
			相談指導員	1023
		介護医療院	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1022
		指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1611
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1031
	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員 (p.53 ※1) (保健師、主任介護支援専門員等) [介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護業務、 ケアマネジメント支援、認知症初期集中支援推進事業に限る]	1041	
	指定 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 を 行 う 施 設	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員	2221
		指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 を含む	計画作成担当者	2222
			指定通所介護を行う施設	生活相談員
		基準該当通所介護を行う施設		
		指定地域密着型通所介護を行う施設		
		指定介護予防通所介護を行う施設		
		指定 通 所 介 護 を 行 う 施 設	基準該当介護予防通所介護を行う施設	生活指導員
第一号通所事業を行う施設 (p.53 ※2)				
指定認知症対応型通所介護を行う施設				
指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む				
指定 短 期 入 所 生 活 介 護 を 行 う 施 設	指定短期入所生活介護を行う施設	生活相談員	2051	
	基準該当短期入所生活介護を行う施設			
	指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	生活指導員	2052	
	基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む			
指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2091		

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
介護 保 険 法	指定短期入所療養介護を行う施設（指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む） ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2111
	指定定期巡回・随時対応型訪問看護看護を行う施設	オペレーター	2771
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者	2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む)	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2151
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む)	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2171
	指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2791
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員 介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2191 2192
	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2201
	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2211
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2911
老 人 福 祉 法	養護老人ホーム	生活相談員 生活指導員	1051 1052
	特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む）	生活相談員 生活指導員	1061 1062
	軽費老人ホーム（軽費老人ホーム（A型、B型）、ケアハウスを含む）	生活相談員 生活指導員	1071 1072
	老人福祉センター（特A型、A型、B型）	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設	生活相談員 生活指導員	1091 1092
	老人デイサービスセンター	生活相談員 生活指導員	1101 1102
	老人介護支援センター（在宅介護支援センター）	相談援助業務を行っている職員	1111
	有料老人ホーム	生活相談員	2271
	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	生活援助員	2251
そ の 他	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員	2801
	注意事項 (※1)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。 (※2)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。		

■児童分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
児 童 福 祉 法	児童相談所	児童福祉司	1361
		受付相談員	1362
		相談員	1363
		電話相談員	1364
		児童心理司、心理判定員	1365
		児童指導員	1366
		保育士	1367
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	1371
		少年指導員（少年を指導する職員）	1372
		個別対応職員	1373
	児童養護施設	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	児童指導員	1561
		保育士	1562
		心理指導担当職員	1563
		児童発達支援管理責任者	1564
	知的障害児施設 〔知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種）〕	児童指導員（p.54 ※4）	1391
		保育士（p.54 ※5）	1392
	知的障害児通園施設	児童指導員（p.54 ※4）	1401
		保育士（p.54 ※5）	1402
	盲ろうお児施設 〔盲児施設 ろうお児施設 難聴幼児通園施設〕	児童指導員（p.54 ※4）	1411
		保育士（p.54 ※5）	1412
		児童指導員（p.54 ※4）	1421
肢体不自由児施設 〔肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設〕	保育士（p.54 ※5）	1422	
	児童指導員	1431	
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	保育士	1432	
	個別対応職員	1433	
	家庭支援専門相談員	1434	
	児童指導員（p.54 ※4）	1441	
重症心身障害児施設	保育士（p.54 ※5）	1442	
	心理指導員（心理指導を担当する職員）	1443	

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード	
児童福祉法	児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1451	
		児童生活支援員	1452	
		個別対応職員	1453	
		家庭支援専門相談員	1454	
		職業指導員	1455	
	児童家庭支援センター	相談員(児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)	1461	
	障害児通所支援事業(児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行う施設	指導員 (p.54 ※ 3)	1571
			児童指導員 (p.54 ※ 4)	1572
			保育士 (p.54 ※ 5)	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			障害福祉サービス経験者 (p.54 ※ 6)	1575
			機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	1576
		医療型児童発達支援事業を行う施設	児童指導員 (p.54 ※ 4)	1572
			保育士 (p.54 ※ 5)	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
		放課後等デイサービス事業を行う施設	機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	1576
			指導員 (p.54 ※ 3)	1571
			児童指導員 (p.54 ※ 4)	1572
			保育士 (p.54 ※ 5)	1573
		居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	児童発達支援管理責任者	1574
			障害福祉サービス経験者 (p.54 ※ 6)	1575
機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	1576			
保育所等訪問支援事業を行う施設	訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る) (p.54 ※ 3)	1577		
	児童発達支援管理責任者	1574		
障害児相談支援事業	相談支援専門員	1581		
乳児院	児童指導員	2511		
	保育士	2512		
	個別対応職員	2513		
	家庭支援専門相談員	2514		
	里親支援専門相談員	2515		
指定発達支援医療機関 〔肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院 機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定する もの〕	児童指導員 (p.54 ※ 4)	2451		
	保育士 (p.54 ※ 5)	2452		
児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員	2531		
地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2561		
その他	利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2901	
	児童デイサービス事業(障害児通園事業)	相談援助業務を行っている職員(相談員)	2291	
	地域生活支援事業 障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2441	
	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員	2521	
	子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) 〔乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等に おいて実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員	2541	
	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	児童指導員 (p.54 ※ 4)	2581	
		保育士 (p.54 ※ 5)	2582	
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	2741		
注意事項				
<p>(※ 3) 「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)</p> <p>(※ 4) 「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)</p> <p>(※ 5) 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)</p> <p>(※ 6) 「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)</p> <p>なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス。</p>				

■障害者分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	1321
		心理判定員	1322
		職能判定員	1323
		ケース・ワーカー	1324
身体障害者福祉センター 〔身体障害者福祉センター(A型、B型) 在宅障害者デイサービス施設(身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター〕	身体障害者に関する相談に応ずる職員		1331
福祉に関する法律 精神保健及び精神障害者	精神保健福祉センター	点字図書館	2321
		相談援助業務を行っている職員	
		精神保健福祉相談員(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1341
		精神保健福祉士(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1342
		精神科ソーシャルワーカー(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1343

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード	
知的障害福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1351	
		心理判定員 職能判定員	1352 1353	
障害者総合支援法	障害者支援施設	生活支援員 (p.56 ※7)	1121	
		就労支援員 サービス管理責任者	1122 1123	
	地域活動支援センター	指導員 (p.56 ※7)	1131	
	福祉ホーム	管理人	1141	
	身体障害者更生施設	身体障害者更生施設 〔肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設〕	生活支援員 (p.56 ※7)	2831
			生活指導員 (p.56 ※7)	2832
			生活支援員 (p.56 ※7)	2841
			生活指導員 (p.56 ※7)	2842
	身体障害者療護施設	生活支援員 (p.56 ※7)	2851	
	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活指導員 (p.56 ※7)	2852	
	身体障害者福祉工場	指導員 (p.56 ※7)	2861	
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所) 精神障害者福祉工場 精神障害者福祉ホーム	精神保健福祉士	1191
			精神障害者社会復帰指導員	1192
			精神保健福祉士	1201
			精神障害者社会復帰指導員	1202
	知的障害者援護施設	知的障害者更生施設 (入所、通所) 知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所) 知的障害者通勤寮	精神保健福祉士	1211
			精神障害者社会復帰指導員	1212
			管理人	1221
			生活支援員 (p.56 ※7)	1231
			生活指導員 (p.56 ※7)	1232
			生活支援員 (p.56 ※7)	1241
			生活指導員 (p.56 ※7)	1242
			生活支援員 (p.56 ※7)	1251
			生活指導員 (p.56 ※7)	1252
			障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設 自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練) 就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む) 就労継続支援を行う施設 (A型、B型) 就労定着支援を行う施設 自立生活援助を行う施設
	サービス管理責任者	1272		
	生活支援員 (p.56 ※7)	1281		
	サービス管理責任者	1282		
	生活支援員 (p.56 ※7)	1291		
	就労支援員	1292		
サービス管理責任者	1293			
生活支援員 (p.56 ※7)	1301			
サービス管理責任者	1302			
就労定着支援員	1621			
サービス管理責任者	1622			
障害福祉サービス事業	療養介護を行う施設 短期入所を行う施設 〔身体障害者短期入所事業、知的障害者短期入所事業を含む〕 重度障害者等包括支援を行う施設 共同生活介護を行う施設 共同生活援助を行う施設 〔精神障害者グループホーム、知的障害者グループホームを含む〕	地域生活支援員	1631	
		サービス管理責任者	1632	
		相談援助業務を行っている職員	1261	
		相談援助業務を行っている職員	2341	
		相談援助業務を行っている職員	2351	
		相談援助業務を行っている職員	2361	
のぞみ 発達障害 促進等に 関する法律	身体障害者自立支援事業を行っている施設 日中一時支援事業を行っている施設 障害者相談支援事業を行っている施設 一般相談支援事業所 特定相談支援事業所 相談支援事業を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2371	
		相談援助業務を行っている職員	2381	
		相談援助業務を行っている職員	2391	
		相談援助業務を行っている職員	2431	
		相談支援専門員	1591	
		相談支援専門員	1601	
		相談支援専門員	2871	
		相談援助業務を行っている指導員	2301	
		相談援助業務を行っているケースワーカー	2302	
		相談支援を担当する職員	2461	
就労支援を担当する職員	2462			
障害者の雇用の 促進等に関する法律	広域障害者職業センター 地域障害者職業センター 障害者雇用支援センター 障害者就業・生活支援センター	障害者職業カウンセラー	2471	
		障害者職業カウンセラー	2481	
		職場適応援助者	2482	
		障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711	
		主任就業支援担当者 就業支援担当者 生活支援担当職員	2501 2502 2503	
職業 安定法	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター	2981	
		発達障害者雇用トータルサポーター	2982	
その他	知的障害者福祉工場 聴覚障害者情報提供施設 精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設 精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設 精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員	2311	
		相談援助業務を行っている職員	2331	
		地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員	2731 2732	
		地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員	2811 2812	
		相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2821	

社会福祉援助技術実習
の免除について

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
その他	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2881
	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	2491
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	2921
注意事項 (※7) 「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方はその実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）			

■その他の分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード	
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1511	
		精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1512	
		精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1513	
医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521	
		退院後生活環境相談員	1522	
		生活指導員	1491	
		生活指導員	1501	
		指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591	
生活保護法	救護施設	生活指導員	2601	
	更生施設 授産施設 宿所提供施設 被保護者就労支援事業を行っている事業所	指導員（作業指導員、職業指導員を除く） 就労支援員	2931	
自立生活困窮者支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員	2941	
		相談支援員	2942	
		就労支援員	2943	
		家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	2944	
		査察指導員（指導監督を行う職員）	1471	
社会福祉法	福祉事務所	身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472	
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473	
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474	
		現業員・ケースワーカー	1481	
		家庭児童福祉主事	1482	
		家庭相談員	1483	
		面接相談員	1484	
		婦人相談員	1485	
		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486	
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487	
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488	
		隣保館	相談援助業務を行っている指導職員	2611
		都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業（安心生活基盤構築事業）	専門員	2621
		市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員 相談援助業務を行っている職員 主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他要援護者に対するものに限る。	2631 2632
		売春防止法	婦人相談所	相談指導員
判定員（心理・職能判定員）	1532			
児童福祉法	婦人保護施設	婦人相談員	1533	
		生活指導員（入所者を指導する職員）	1541	
刑罰法	刑事施設	母子及び父子の相談を行う職員、母子相談員（母子の相談を行う職員）	1551	
		刑務官	5011	
		法務教官	5012	
		法務技官（心理）	5013	
		福祉専門官	5014	
少年院法	少年院	法務教官	5021	
		法務技官（心理）	5022	
		福祉専門官	5023	
少年鑑別所法	少年鑑別所	法務教官	5031	
		法務技官（心理）	5032	
更生保護法	地方更生保護委員会 保護観察所	保護観察官	2641	
		保護観察官	2651	
更生保護法	更生保護施設	補導主任	2661	
		補導員	2662	
労働基準法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	2671	

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
難病の患者に対する医療等に関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員	5061
	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	2721
その他	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
	就業支援専門員配置等事業 地域福祉センター	就業支援専門員 相談援助業務を行っている職員	5051 2681
その他	就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業〕	就労支援員	2951
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	2751
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員	2691
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2961
	熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2971
		主任相談支援員	2891
	自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業）	相談支援員	2892
	家計相談支援モデル事業を行っている事業所	就労支援員 家計相談支援員	2893 2894
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	5071
厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている相談員	9999	

■現在廃止されている分野

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の国家試験受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、〕 〔身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕		
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3061
障害者デイサービスを行う施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業） 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3191
〔障害者110番〕運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、〕 〔高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等において実施する事業〕	生活援助員	3101
高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） 生活援助員派遣事業（高齢者世話付住宅において実施する事業）		
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業（中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	3111
ヴェトナム難民収容施設（日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業（児童センター、市に設置された児童館において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業（保育所、乳児院において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業（青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業（都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

3 「実務経験申告書（様式5）」記入上の注意

●本人が記入してください。

（1箇所ですべて1年以上の実務経験があれば、1箇所のみ記入してください。）

様式5 (社会福祉援助技術実習免除希望者/本人記入)

社福士用

実務経験申告書

学籍番号	※
------	---

受付番号	※
------	---

※記入しないでください

東北福祉大学
学長 殿

フリガナ
申告者 氏名

フクシ アユミ
福祉 歩美



〒 983-8511

現住所

宮城県仙台市宮城野区榴岡2-5-26

TEL 022 (233) 2211

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、裏面の様式6の所属長等の証明書を添えて、申告します。

所属している（していた） 施設名・施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種 (コード)	期 間	実務経験証明書 (様式6)の 証明権者名 (所属・施設・機関代表者名を記載)
1 施設名 東北ケアプラン センター 施設・事業種類 (正確に転記のこと) 居宅会議支援事業を 行っている事業所	職種名 介護支援専門員 コード 2201	西暦 2007 年 4 月 1 日 ～ 西暦 2020 年 1 月 15 日 (計 12 年 9 カ月)	センター長 仙台 政宗
2 施設名 施設・事業種類 (正確に転記のこと)	職種名 コード	西暦 年 月 日 ～ 西暦 年 月 日 (計 年 カ月)	

「実務経験証明書（様式6）」の証明権者欄の「施設・機関の名称」を記載してください。

「施設・事業種類」「実務経験として認められる職種名」および「コード欄」は、「募集要項」p.52～57の表より正確に転記してください。

「実務経験証明書」の証明権者欄の「代表者氏名」を記載してください。

現在勤務中の場合は、本様式作成日を記入してください。

1箇所ですべて1年間の実務経験を満たせない場合のみ、ご記入ください。

- 上記の内容は、「実務経験証明書（様式6）」の記載内容と一致することが必要です。
- 記入内容を訂正した場合は、申告者の印を押印してください。修正液による訂正は認められません。
- 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
- 「施設名・施設種類」「職種名」は、実務経験の区分（「募集要項」p.52～57）に記載の中から選び、その名称および（ ）内にコードを正確に転記してください。
- その他、「募集要項」p.58の「記入上の注意」をよくお読みいただき、ご記入ください。
裏面・様式6については、必ず証明権者の記載・捺印を受けてからご提出ください。

4 「実務経験証明書（様式6）」記入上の注意

●証明権者による記入・公印捺印のうえ発行していただきます。

（「実務経験申告書（様式5）」に複数の施設を記入の場合、本様式を施設数分コピーすること。）

【証明権者の方へお願い・記入上のご留意点】

p.52～58記載の「相談援助業務の実務経験として認められる職種」は厳密に解釈ください。
たとえば、

※「専任の職員（相談員 etc）」とは、下記①または②に該当する方です。

⇒①当該施設の常勤者で、もっぱらその職務に従事している方。

②当該施設設置者と雇用関係を有しており、相談援助の業務を行っている時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である方。

※「介護支援専門員」は、資格を有し、「配置基準により配置されている」ことが必要です。

※「病院・診療所」の「相談員（医療ソーシャルワーカー等）」は、辞令が出ており、表（コード1521）に記載のすべての相談援助を行っている専任の職員に限ります。

※「介護福祉士」国家試験を受験している場合、表中（p.53～54）の注意事項（※3～7）参照。

様式6 (社会福祉援助技術実習免除希望者／証明権者記入・公印押印)

社福士用

実務経験証明書

学籍番号	※
受付番号	※

※記入しないでください

東北福祉大学
学長 殿

フリガナ	フクシ アユミ	生年月日
氏名	福祉 歩美	西暦1974年11月4日生

上記の者は、下記の期間、当施設・機関において、専任で相談援助業務を行う職員として勤務している（またはしていた）ことを証明します。

下記の施設種類・職種は、「募集要項」p.52～57の表記載の「施設種類」「職種」のなかからいずれかを選んで正確に転記してください。

施設名	東北ケアプランセンター	
施設・事業種類 (正確に転記のこと)	居宅介護支援事業を行っている事業所	コード 2:20:1
職種 (正確に転記のこと)	介護支援専門員	
従業期間	西暦 2007年4月1日 から 2020年1月15日 まで※ (計 12年9ヵ月) <small>※現職の場合は証明書作成日を「まで」にご記入ください。</small>	

記入にあたって、「東北福祉大学通信教育部 募集要項」p.52～57の表記載の「施設種類」「職種」のなかからいずれかを選んでそのまま転記してください。

証明権者			
(証明書発行日)	西暦 2020年1月15日		
(施設・機関の所在地)	〒123-4567 仙台市青葉区〇〇町1-1-1		
(施設・機関の名称)	東北ケアプランセンター		
(代表者役職・氏名)	センター長 仙台 政宗		
問合先	所属部署名 総務課	担当者名 △△△△	直通電話番号 022-000-△△△△

見込みによる証明はしないでください。2019年4月1日から勤務を開始し2020年3月末で1年になるような場合は、2020年4月1日以降に証明書を発行してください。

所在地～代表者名まではゴム印による記載でも可です。ただし、必ず代表者名の公印を押してください。

- 証明権者（実務経験を行っていた施設等の代表者＝院長・施設長・所長・所属長など）の公印が必要です。（個人名印は不可）。修正液の使用は不可。証明内容を訂正した場合は、証明権者の公印を押印してください。
- 「相談援助業務」を行う専任の職員以外は実務経験として認められません。また、見込みによる証明はできません。
- その他、「募集要項」p.59の「記入上の注意」をよくお読みいただき、ご記入ください。
- 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。

通信教育部の卒業生からメッセージをいただきました。参考までにご覧ください。

■仕事や家庭でいかしていること・いかしたいこと

地域包括支援センターの「生活支援コーディネーター」として働いています。新しい職種であり、多くのコーディネーターが手探り状態で実践を行っていますが、大学で得た知識・技術、特に質的研究・分析を活用し、地域アセスメントを行っています。

息子が障がいを抱えており、今までの経験が私に多くのものや人との出会いをもたらしてくれました。学んだことをいかしながら、社会福祉の援助支援を必要とせざるを得ない人や、支援を必要と言えない人たちと一緒に支え合う仲間を作りたいです。

現在はデイサービスセンターの介護職員として勤務しています。通信教育部で学習したことをいかせるようなポジションに就くことができるよう、努力を続けていきます。信頼される相談員になりたいです。

隣県に離れて暮らす高齢の両親のためにも入学し、学ばせていただきました。親孝行だけに限らず、大学で学ばせていただいた「福祉」への想いはどこにいても、誰に対しても、人びとの想いに寄り添えるよう、役立てていきたいと思っています。

ケアマネとして介護支援業務に携わっていますが、利用者、家族、すべての人への人間理解にとっても役立っています。対象者の側に立ち、考えること、その人を取り巻く成育歴、現在の社会環境にも目を向ける視点を持つことができました。

現在「生活困窮者自立支援法」の事業で支援員をしています。新しい法律の中で前例がないことから、とても悩みながら支援にあたっていました。現在は、大学で学んだ「ソーシャルな視点」をいかしながら、ニーズに合わせた支援をしています。

相談援助者として声なき声を拾い、支援していくことに役立てたいです。高齢者施設での相談員を経て、社会福祉協議会でのコミュニティソーシャルワーカーとして仕事をしています。

大学で学んだ知識を勤務している特別支援学校でいかしています。特に ADHD、自閉症などの子どもたちへの接し方は、現場で活用できています。大学院に行ってさらに学びを深めたいです。

■社会福祉援助実習について

自分の欠点を実習先から指摘されることを恐れずに、気付いた点をどんどん指摘してもらったことで成長できました。自分へのエールだと思ってどんどん指摘してもらおうとよいです。

将来進みたい分野を実習先にすることをお勧めします。事前準備をしっかり行うことで実習中の学びに大きな差が出ますので、事前学習や専門用語の学習もしておくとい良いでしょう。

仕事をしながらの実習課題ノートの作成は大変でした。しかし、実習中は学んだことの復習になり、あいまいだった点を質問させていただくこともできたので、とても役立ちました。

実習前は正直不安でした。利用者と毎日顔を合わせていくうちに、少しずつ信頼関係を築くことができるようになりました。指導者だけでなく、利用者にも励まされることもあり、無事に乗り切れました。

実習は大変でしたが、帰校指導の時に、先生や実習中の学友に励まされたことで乗り切れました。また、多くの学びを得ることができ、やりきれたという自信にもつながりました。自分の人生にとって、とても貴重な経験となりました。

実習は自分を成長させる貴重な体験となると思います。仕事との両立は大変厳しいですが、夢に向かって頑張りましょう。

下記のようにご案内はしておりますが、「社会福祉士国家試験受験資格」を得て国家試験受験・卒業し、その後「精神保健福祉士国家試験受験資格」取得希望として、3年次に再入学することを推奨いたします（再入学後の最短修業年限は2年間です）。

ご入学後は履修登録係、社福・精保実習係と綿密に学習相談を行ってください。

【社福・精保W取得パターン】

①「社会福祉援助技術実習」・「精神保健福祉援助実習」両方受講の方

≪最短修業年限≫

3年次編入学：3年間以上→最低限必要な超過履修費：90,000円以上（18単位分）

2年次編入学：4年間以上

1年次入学：5年間以上

※10月生はさらに半年間の在籍が必要です。

②「社会福祉援助技術実習」免除・「精神保健福祉援助実習」受講の方

≪最短修業年限≫

3年次編入学：2年間以上→最低限必要な超過履修費：55,000円以上（11単位分）

2年次編入学：3年間以上

1年次入学：4年間以上

※10月生はさらに半年間の在籍が必要です。

③「社会福祉援助技術実習」受講・「精神保健福祉援助実習」免除の方

≪最短修業年限≫

3年次編入学：2年間以上→最低限必要な超過履修費：60,000円以上（12単位分）

2年次編入学：3年間以上

1年次入学：4年間以上

④「社会福祉援助技術実習」免除・「精神保健福祉援助実習」免除の方

≪最短修業年限≫

3年次編入学：2年間以上→最低限必要な超過履修費：25,000円以上（5単位分）

2年次編入学：3年間以上

1年次入学：4年間以上

注) 2021年度以降に社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格に関する法改正が予定されており、本学で修得した科目・単位について、再入学後に認定できない可能性があります。

精神保健福祉士国家試験受験資格 取得希望の方へ

通信教育部入学案内 p.22 ~ 23 も合わせてご覧ください

1 募集の概要

1 出願にあたってのご注意

- ①精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者は、必ず正科生として社会福祉学科へ入学してください。福祉心理学科および科目等履修生では受験資格は取得できません。
- ②2021年度より、精神保健福祉士国家試験受験資格に関する法改正のため、精神保健福祉士養成課程における教育内容が見直しとなる予定です。そのため、2020年度までにご入学した教育内容で単位修得した科目は、2021年度以降に再入学しても個別に単位が認定されない場合があることを、あらかじめご了承ください。

また、本冊子の内容をご了承いただき、「様式7・様式8 精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者出願時の誓約書」をご提出いただける方のみ、ご出願ください。

【重要】入学前・実習受講者向けガイダンス(会場：東北福祉大学 仙台駅東口キャンパス)

本学で「精神保健福祉援助実習」を受講するにあたって、最低限ご理解いただきたい留意事項をご説明いたします。入学後に実習受講を希望する方は、下記日程で必ず1回ご参加ください。

※本ガイダンスに参加しない場合は、入学後に実習を受講することができませんので、あらかじめご了承ください。なお、参加した方には、出席票を発行いたしますので、大切に保管してください。

開催月	「入学前・実習受講者向けガイダンス」開催日時	
2020年1月	1月26日(日) 13:30~15:00	—
2020年2月	2月8日(土) 13:30~15:00	2月22日(土) 10:00~11:30
2020年3月	3月8日(日) 10:00~11:30	3月29日(日) 13:30~15:00

※10月生向けのガイダンスについては、2020年4月以降に別紙にてご案内いたします。

「精神保健福祉援助実習」受講者へ(詳細は、p.72参照)

- ①演習スクーリング受講時に、「精神保健福祉援助実習A・B選考試験」を行います。実習受講者の選考は、演習科目をはじめ他の科目の成績や受講態度、筆記試験、面接などを総合して行います。そのため、希望者全員が実習を受講できるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。
- ②各地域の実習受講年度の希望者数や、実習先の諸事情などにより、「精神保健福祉援助実習A・B選考試験」に合格した方でも、お住まいの地域では実習ができない場合があることを、あらかじめご了承ください。
- ③本学の実習は、原則として実習先の提示する日程・プログラムによるものとなりますので、本学が定める期間において実習受講ができる見通しを立ててからご出願ください。そのため、実習日程を不服とする申し出には一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

「精神保健福祉援助実習」免除者へ

ご出願いただいた実習免除に関する記載内容について、入学後にその内容が事実と反していたことが判明し、実習免除や国家試験の合格が取り消された場合は、本学ではその責任は負いませんので、あらかじめご了承ください。

2 修業年限

本学で精神保健福祉士国家試験受験資格を得るための卒業までにかかる最短年数は、下記のとおりです。

入学年次	実習受講者		実習免除者
	4月生	10月生	4月生・10月生
3年次編入学	2年	2年半	2年
2年次編入学	3年	3年半	3年
1年次入学	4年	4年半	4年

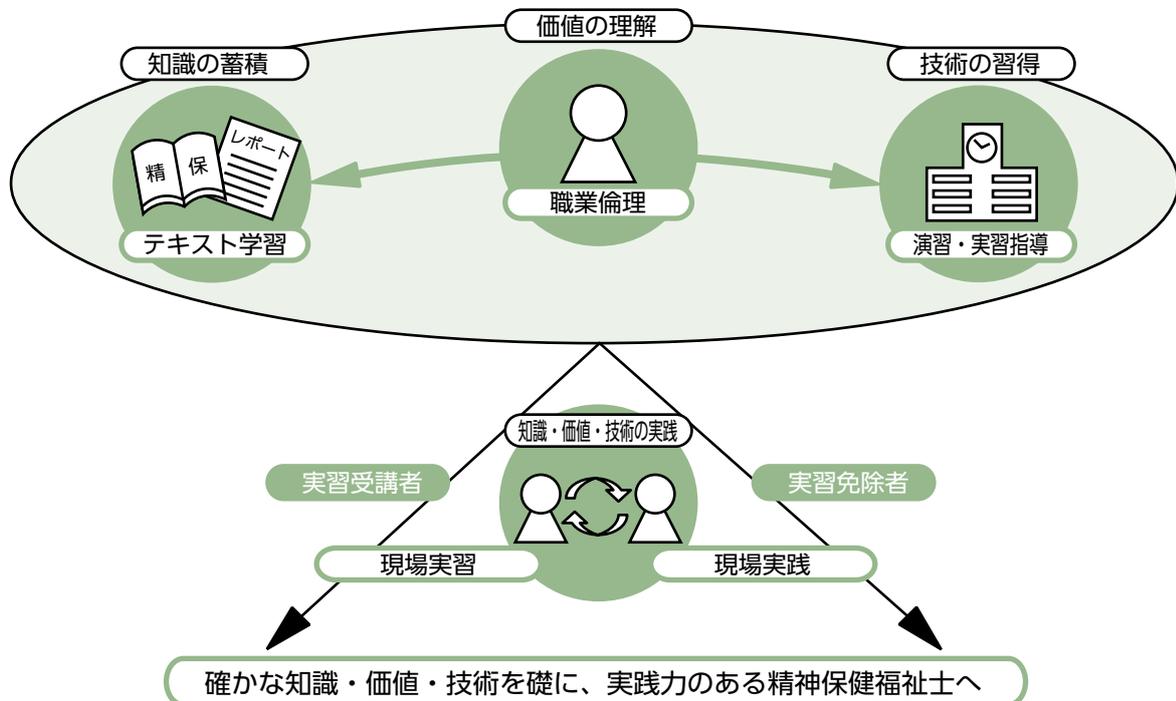
※4月生・3年次編入学・最短2年間で受験資格を取得希望の方は、2期までにご出願ください。3期以降は、入学翌年度以降の実習になり、卒業・国家試験受験資格取得までは最短で3年かかりますので、ご注意ください。

2

精神保健福祉士の資格取得に向けた学習

1 精神保健福祉士の学びの内容

《学習内容》



《具体的内容》

テキスト学習

精神保健福祉士の基盤にある知識、技術、価値にかかわる理論や概念を学ぶ

効果的な演習や実習を受講するためには、知識を蓄える必要があります。また、本学の学びの特徴である論述式のレポート学習は、テキストを中心に必要な情報を収集・整理し、相手に根拠のある説明をする力（論理的思考力）を身に付け、コミュニケーション能力を必要とする演習や実習にも活かされます。

演習・実習指導

演習：精神保健福祉士の専門的価値を基盤にした「かかわり」を具体的に学ぶ

実習指導：理論や概念を実践に適用する意義を、一連の作業（具体的事例）を通じて学んでいく

スクーリング必修の「演習」・「実習指導」を受講するためには、事前に一定の知識を修得していることが求められ、設定された受講条件となっている指定科目を学習することで、スクーリングの内容をより深めていきます。

精神保健福祉援助実習

実践場面での「かかわり」を通して、知識、技術、価値を実践的に理解する

法令の定めにより、福祉施設（3年次・15日間かつ120時間）、医療機関（4年次・12日間かつ90時間）の異なる2つの種別の機関において、実習先の実習指導者から指導を受けます。

実習の目的

- 利用者を理解する
- 疾病や障害の特徴について学習する
- 精神保健福祉士に求められる専門知識、関連知識等を理解する
- 精神保健福祉士の役割と職業倫理について学ぶ
- 相談援助方法を学ぶ
- 職員構成・役割を理解する
- 社会復帰のための方法、地域の関係機関等の連携方法について学ぶ

2 精神保健福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目

- 3年次編入学者は、必要最低限となる 62 単位の指定科目の単位修得で、卒業と受験資格取得可能。
- 1・2年次入学者は下表指定科目の修得と併せて、卒業要件 (p.12～15参照) の達成も必要。

【3年次編入学者が入学1年めに受講可能なスクーリング必修科目の2020年度開講予定日程】

科目名	仙台
精神保健福祉援助演習 A	6/20・21 6/27・28 12/12・13 2021.1/23・24
精神保健福祉援助演習 B-1 + 精神保健福祉援助実習指導 A-1 (事前指導)	8/22・23 9/5・6
精神保健福祉援助演習 B-2 + 精神保健福祉援助実習指導 A-2 (事後指導)	2021.1/23・24 3/6・7
(実習免除者用) 精神保健福祉援助演習 B	2021.2/20・21

【別表 2】精神保健福祉士国家試験受験資格に関する指定科目

厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目	大学の科目名	配当年次	科目単位	S単位	履修方法	オンデマンド	大卒認定可能性 (注4)
☆人体の構造と機能及び疾病 ☆心理学理論と心理的支援 ☆社会理論と社会システム	医学一般	2年～	2	1	R or SR	☒	有
	福祉心理学	1年～	2	1	R or SR	☒	有
	福祉社会学	1年～	4	2	R or SR		有
☆現代社会と福祉	社会福祉原論 (職業指導を含む)	2年～	4	2	R or SR	☒	無
☆地域福祉の理論と方法	地域福祉論	2年～	4	2	R or SR	☒	有
☆社会保障	社会保障論	3年～	4	2	R or SR	☒	有
☆低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	3年～	2	1	R or SR	☒	有
☆福祉行政と福祉計画	福祉行政と福祉計画	3年～	2	1	R or SR	☒	無 (注1)
☆保健医療サービス	保健医療サービス論	3年～	2	1	R or SR	☒	無 (注1)
☆権利擁護と成年後見制度	福祉法学	2年～	2	1	R or SR	☒	無 (注1)
☆障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論	1年～	4	2	R or SR	☒	有
精神疾患とその治療	精神医学	3年～	4	2	R or SR		有
精神保健の課題と支援	精神保健学	2年～	4	1	R or SR	☒	有
精神保健福祉相談援助の基盤 (基礎)	精神保健福祉援助技術総論 I	2年～	2	1	R or SR		有
精神保健福祉相談援助の基盤 (専門)	精神保健福祉援助技術総論 II	2年～	2	1	R or SR		有
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	精神保健福祉の理論	2年～	2	1	R or SR	☒	(注2)
	精神科リハビリテーション学	3年～	4	2	R or SR	☒	有
	精神保健福祉援助技術各論	2年～	2	1	R or SR		有
精神保健福祉に関する制度とサービス	精神保健福祉のサービス	2年～	2	1	R or SR	☒	(注2)
	精神保健福祉の制度	3年～	2	1	R or SR	☒	(注3)
精神障害者の生活支援システム	精神障害者の生活支援システム	2年～	1	1	R or SR	☒	無
精神保健福祉援助演習 (基礎)	精神保健福祉援助演習 A	2年～	1	1	SR		無
精神保健福祉援助演習 (専門)	精神保健福祉援助演習 B	3年～	2	1	SR		無
	精神保健福祉援助演習 C	4年	2	1	SR	☒	無
	精神保健福祉援助実習指導 A	3年～	1	1	SR		実務経験免除有
精神保健福祉援助実習指導 B	4年	1	1	SR			
精神保健福祉援助実習	精神保健福祉援助実習 A	3年～	2	2	実習科目		
	精神保健福祉援助実習 B	4年	2	2	実習科目		

☆印：社会福祉士受験資格取得のための指定科目と共通の科目。

(注1) 2009年度以降に大学に(編)入学して、単位修得した場合、個別に認定される可能性があります。

(注2) 本学通信教育部の「精神保健福祉論Ⅰ」および「精神保健福祉論Ⅱ」を2012年度以降に単位修得している場合のみ、「精神保健福祉の理論」および「精神保健福祉のサービス」を個別に認定します。

(注3) 本学の「精神保健福祉論Ⅲ」を2009年度以降に単位修得している場合のみ、「精神保健福祉の制度」を個別に認定します。

(注4) 大卒者認定可能性：福祉系の四年制大学を卒業した方で、在学中に上記指定科目の単位修得をしている場合は、既修得単位の個別認定ができる可能性があります。くわしくは p.79 をご覧ください。

3 精神保健福祉士国家試験受験資格（実習受講者向け）のための履修モデル

卒業までにどのような科目を履修するかの基本モデルです。入学時に、入学1年めの履修登録科目のモデルや学習計画例を配付しています。それにそって学習をしていただくことも可能ですし、ご自身でアレンジして履修登録やスクーリング受講の計画を立てて学習をしていただくことも可能です。

()内は単位数

■精神保健福祉士国家試験受験資格取得（実習受講者向け）1年次入学者 履修モデル

	共通基礎科目	専門必修科目	専門選択科目（指定科目）	専門選択科目
1年次 (38単位)	ボランティア論(2) 基礎演習(2) 人権と福祉(1) 科学的な見方・考え方(2) 社会福祉学入門(1) 他 10 単位履修		福祉社会学(4) 福祉心理学(2) 障害者福祉論(4)	高齢者福祉論(2) 介護概論(2) 心理学概論A(2) 心理学概論B(2) 人間関係論(1) 認知症介護論(1)
2年次 (37単位)		福祉法学(2) 社会福祉原論(4) 地域福祉論(4)	医学一般(2) 精神保健福祉援助技術総論Ⅰ(2) 精神保健福祉援助技術総論Ⅱ(2) 精神保健福祉援助技術各論(2) 精神保健福祉の理論(2) 精神保健福祉のサービス(2) 精神保健学(4) 精神保健福祉援助演習A(1)	知的障害者福祉論(2) 社会福祉援助技術論A(2) 社会福祉援助技術論B(2) 社会・集団・家族心理学A(社会心理学) (2) リハビリテーション論(2)
3年次 (37単位)		社会保障論(4) 公的扶助論(2)	福祉行財政と福祉計画(2) 保健医療サービス論(2) 精神保健福祉の制度(2) 精神医学(4) 精神科リハビリテーション学(4) 精神障害者の生活支援システム(1) 精神保健福祉援助演習B(2) 精神保健福祉援助実習指導A(1) 精神保健福祉援助実習A(2)	ケアマネジメント論(4) 産業・組織心理学(2) 老年心理学A(2) 老年心理学B(2) 福祉ボランティア活動(1)
4年次 (12単位)			精神保健福祉援助演習C(2) 精神保健福祉援助実習指導B(1) 精神保健福祉援助実習B(2)	福祉経営論(2) NPO論(2) 社会・集団・家族心理学B(家族心理学) (2) 特講・社会福祉学6(1)
合計 (124単位)	18単位	16単位	52単位	38単位

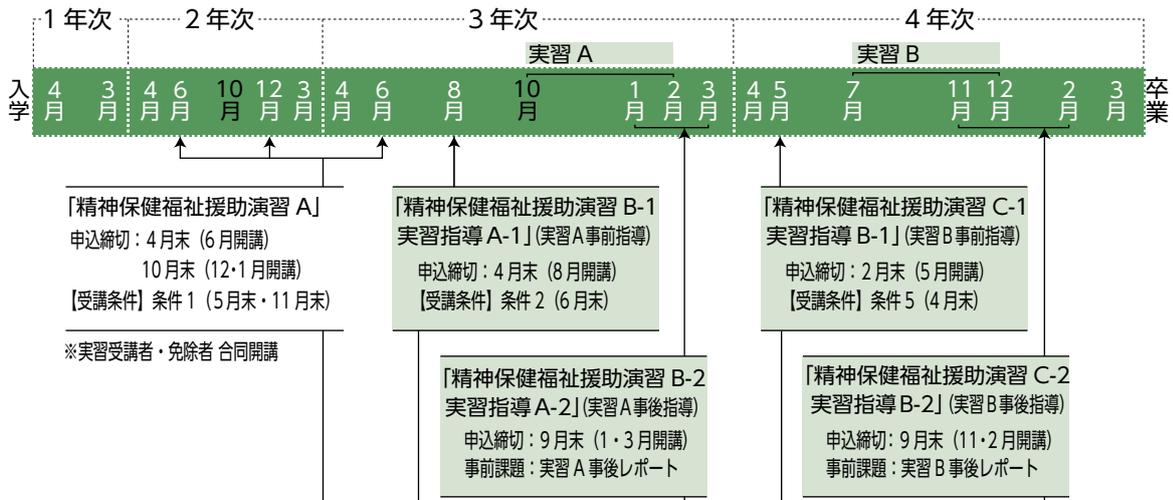
精神保健福祉士の取得
に向けた学習

■精神保健福祉士国家試験受験資格取得（実習受講者向け）3年次編入学者 履修モデル

	共通基礎科目	専門必修科目	専門選択科目（指定科目）	専門選択科目
3年次 (39単位)	(18単位 一括認定)	社会福祉原論(4) 福祉法学(2)	障害者福祉論(4) 精神保健学(4) 精神医学(4) 精神保健福祉援助技術総論Ⅰ(2) 精神保健福祉援助技術総論Ⅱ(2) 精神保健福祉援助技術各論(2) 精神保健福祉の理論(2) 精神保健福祉のサービス(2) 精神保健福祉の制度(2) 精神障害者の生活支援システム(1) 福祉心理学(2) 精神保健福祉援助演習A(1) 精神保健福祉援助演習B(2) 精神保健福祉援助実習指導A(1) 精神保健福祉援助実習A(2)	(44単位一括認定)
4年次 (30単位)		社会保障論(4) 公的扶助論(2) 地域福祉論(4)	福祉行財政と福祉計画(2) 保健医療サービス論(2) 精神科リハビリテーション学(4) 福祉社会学(4) 精神保健福祉援助演習C(2) 精神保健福祉援助実習指導B(1) 精神保健福祉援助実習B(2)	特講・社会福祉学6(1) 医学一般(2)
合計 (69単位)		16単位	46～52単位	1単位

【実習受講者】

《4月生》



《10月生》



※10月生の留意点

- ・「実習年度」は、4月生と同様に、4月1日から3月31日までとなります。
- ・各演習、実習指導の申込締切・受講条件の期日や内容は、4月生と同様です。

※3年次編入学生の留意点

- ・最短の修業年限で受験資格を取得するためには、3年次の4月末までに「精神保健福祉援助演習 A」の申込が必要です。

「精神保健福祉援助実習 A」(福祉施設実習)

実習期間：10/1～2/15
 必要時間：15日間以上かつ120時間以上
 申込締切：実習A受講前年度の10月31日

【受講条件】※1年次・2年次編入学生のみ

- 実習A受講前年度（3月末）までに、
- ①演習Aのスクーリング受講
 - ②卒業要件単位40単位以上の修得

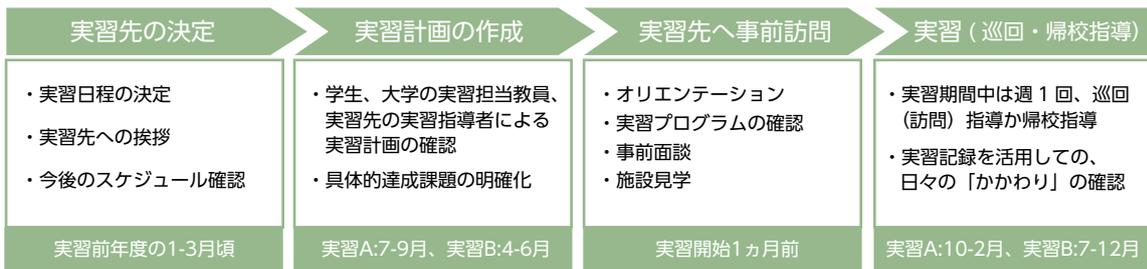
「精神保健福祉援助実習 B」(医療機関実習)

実習期間：7/1～12/25
 必要時間：12日間以上かつ90時間以上
 申込締切：実習B受講前年度の10月31日

【受講条件】※全学生対象

- 条件3（実習B受講 前年度の10/31）
- 条件4（実習B受講 前年度の3/31）
- 条件6（実習B受講 当年度の5/31）

《実習受講の流れ》



5 「演習」・「実習指導」・「実習」の受講条件 ※各条件名の〈 〉内は、条件達成期限

《実習受講者・実習免除者共通》

【条件1】「精神保健福祉援助演習A」スクーリング受講条件〈5月末または11月末〉

レポート提出	①「精保健福祉援助技術総論Ⅰ」 ②「精保演習A」1単位め
卒業要件単位	③(入学後1年以上経過した方) 認定単位を除く卒業要件単位20単位以上の修得

《実習受講者》

【条件2】「精神保健福祉援助演習B-1+実習指導A-1」スクーリング受講条件〈6月末〉

レポート提出	①「精神保健福祉の理論」 ②「精保演習B」1単位め
--------	------------------------------

【条件3】「精神保健福祉援助実習B」受講条件Ⅰ〈10月末〉

単位修得	①「精神保健福祉援助技術総論Ⅰ」「精神保健福祉の理論」「精保演習A」
レポート提出	②「精神保健福祉援助技術総論Ⅱ」「精神保健福祉援助技術各論」「精神保健福祉のサービス」

【条件4】「精神保健福祉援助実習B」受講条件Ⅱ〈3月末〉

単位修得	①「精神保健福祉援助技術総論Ⅱ」「精神保健福祉援助技術各論」「精神保健福祉のサービス」
レポート提出	②「福祉心理学(※1)」「社会福祉原論(職業指導を含む)」「福祉法学」「精神医学」「精神保健学」 「精神保健福祉の制度」「精神障害者の生活支援システム」(7科目中4科目のレポート提出)
スクーリング	③「精神保健福祉援助演習B-2+実習指導A-2」(精保実習A事後指導)スクーリングの合格 (=「精保実習B選考試験」の合格)
卒業要件単位	④卒業要件単位80単位以上の修得(認定単位を含む)

【条件5】「精神保健福祉援助演習C-1+実習指導B-1」スクーリング受講条件〈4月末〉

レポート提出	①「精保演習C」1単位め
--------	--------------

【条件6】「精神保健福祉援助実習B」受講条件Ⅲ〈5月末〉

単位修得	①「精保演習B」「精保実習指導A」「精保実習A」
レポート提出	②「公的扶助論」「地域福祉論」「精神科リハビリテーション学」

《実習免除者》

【条件7】「精神保健福祉援助演習B(実習免除者用)」スクーリング受講条件〈11月末〉

スクーリング	①「精保演習A」を受講済み、または受講見込(当年度12月の受講)であること。
レポート提出	②「精神保健福祉の理論」「精神保健福祉援助技術総論Ⅱ」「精神保健福祉援助技術各論」 「精神保健福祉のサービス」(入学1年目の方は4科目中2科目でも可) ③「精保演習B」1単位め

【条件8】「精神保健福祉援助演習C(実習免除者用)」スクーリング受講条件〈4月末〉

単位修得	①「精神保健福祉援助技術総論Ⅰ」「精神保健福祉の理論」「精保演習A」「精保演習B」
単位修得・ レポート提出	②「精神保健福祉援助技術総論Ⅱ」「精神保健福祉援助技術各論」「精神保健福祉のサービス」 「精神保健学」「精神保健福祉の制度」「精神障害者の生活支援システム」 (3科目の単位修得、残り3科目のレポート提出)
レポート提出	③「福祉心理学(※1)」「社会福祉原論(職業指導を含む)」「福祉法学」「精神医学」 ④「精保演習C」1単位め
卒業要件単位	⑤卒業要件単位80単位を修得していること(認定単位を含む)。

(※1) 「福祉社会学」または「医学一般」でも可

3

精神保健福祉援助実習 A・B

1 精神保健福祉援助実習

「精神保健福祉援助実習」受講者は、在籍中の異なる年度に実習 A → 実習 B の順で受講することが必要です。実習 A・B を同一年度に受講することはできません。

1) 実習の概要

科目名	「精神保健福祉援助実習 A」	「精神保健福祉援助実習 B」
実習種別	福祉施設	医療機関
配当年次	3年次	4年次
実習期間	10月1日～2月15日	7月1日～12月25日
日数・時間の要件	15日間以上かつ120時間以上 ※原則として平日の連続型	12日間以上かつ90時間以上 ※原則として平日の連続型
巡回・帰校指導	実習期間中の本学実習担当教員による指導 ・巡回指導：実習先に教員が訪問・指導 ・帰校指導：指定の会場に集まり、教員より指導（原則土 or 日曜日、90分程度）	
	原則として巡回指導1回・帰校指導2回 ※合計3回（実習期間中に週1回）	原則として巡回指導1回・帰校指導1回 ※合計2回（実習期間中に週1回）
帰校指導会場	北海道：札幌駅周辺、青森県：青森駅周辺・八戸駅周辺、秋田県：秋田駅周辺、 岩手県：盛岡駅周辺、宮城県：仙台駅周辺（東北福祉大学 仙台駅東口キャンパス）、 山形県：山形駅周辺、福島県：福島駅周辺・郡山駅周辺	
実習可能地域	<p style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; text-align: center;">北海道（札幌市のみ）、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県 ※上記地域は、学生の住所地とは関係ありません。</p> <p>【継続的に実習A・Bの受入実績がある地域】 札幌市（北海道）、青森市・十和田市（青森県）、秋田市・横手市（秋田県）、盛岡市・一関市（岩手県）、山形市・上山市・南陽市（山形県）、仙台市青葉区・仙台市泉区・仙台市太白区・大崎市・名取市（宮城県）、福島市・郡山市・喜多方市（福島県） ※実習先の受入人数に限りがございますので、上記の地域でも実習が受講できない場合があります。 ※上記以外の地域では、例年実習先の確保が難航しているため、実習受講ができない場合があることや、実習先として要件を満たした福祉施設・医療機関がお住まいの地域にない場合は、他の地域での実習となることを、あらかじめご了承ください。</p>	
実習先・実習期間の決定方法	配属型（学生からの希望も考慮しつつ、大学で指定） ※巡回指導・帰校指導も含め、決定後の日程変更は原則不可。	
勤務先実習	可（法令で定められた種別の福祉施設・医療機関であることと、所属長の了解をとり、休暇扱いであることが条件）	
実習期間の分割	可（2分割まで） ※原則2カ月以内に7日間+8日間等	不可
相談援助実習（社会福祉士）受講者 ※2009年度以降入学	8日間以上かつ60時間以上に短縮 ※ただし、期間の分割は不可	特例なし

精神保健福祉士の取得
に向けた学習

A・B
精神保健福祉援助実習

2 実習先として認められる施設・事業の種別

下記の法令で定められた種別の福祉施設・医療機関であることが必要です。

さらに 2015 年 4 月以降は、実習先の実習指導者が「精神保健福祉士の資格を取得した後、3 年以上の相談援助業務に従事した経験のある者で、かつ厚生労働大臣が基準を定める実習指導者講習会を修了した者」という要件が課されています。

医療関係施設 「精神保健福祉援助実習 B」対象施設	精神科病院	
	病院（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科の広告をしているものに限る）	
	診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科の広告をしているものに限る）	
行政関係機関・施設	市役所（精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る）	
	区役所（精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る）	
	町村役場（精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る）	
	保健所	
	市町村保健センター	
	精神保健福祉センター	
	法務省設置法及び更生保護事業法	保護観察所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る） 更生保護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
障害者関係施設 (障害者総合支援法)	障害福祉サービス事業を行う施設	生活介護（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る） 短期入所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る） 重度障害者等包括支援（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る） 自立訓練（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る） 就労移行支援（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る） 就労継続支援（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る） 就労定着支援（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る） 自立生活援助（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る） 共同生活援助（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	一般相談支援事業を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	特定相談支援事業を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	障害者支援施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	地域活動支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	福祉ホーム（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	障害児通所支援事業（医療型児童発達支援を除く）を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	障害児相談支援事業を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	乳児院（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	児童相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	母子生活支援施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	児童養護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	福祉型障害児入所施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	児童心理治療施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	児童自立支援施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
児童家庭支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		
生活保護法	救護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	更生施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
社会福祉法	福祉事務所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	地域障害者職業センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	障害者就業・生活支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
発達障害者支援法	発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	ホームレス自立支援事業を実施する施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	

2019 年度実習受入実績あり

3 実習費

科目名	「精神保健福祉援助実習A」(福祉施設)	「精神保健福祉援助実習B」(医療機関)
実習費	85,000円	75,000円
請求時期	実習受講年度の5月	
返金の取り扱い	【実習生の病気・怪我等でやむを得ず実習開始前に「取り止め」となった場合】 実習費の取り扱いは下記のとおりとなります。 ①実習費を納入している場合…事務手数料(15,000円)を差引いて返金。 ②実習費を納入していない場合…事務手数料(15,000円)を請求。 ※実習生の個人的都合による「取り止め」については、実習費は返金されません。	
	【何らかの理由により、実習が「中断」と判断された場合】 本学で事実確認を行い、当該期における実習が「中止」と判断された場合、実習費は返金されません。	

4 様式11 「入学前・精神保健福祉援助実習A受講希望届」記入上の注意

- 1 下記の例を参考に、該当する箇所には○をつけ、必要事項を記入してください。
- 2 勤務先欄は現職のある方は現職を、現職ではない方は最も長い勤務先を記載してください。
- 3 写真は証明写真のみとし、スナップ等の写真は不可とさせていただきます。
- 4 希望実習先は、p.70「実習先として認められる施設・事業の種別」を参考に、希望する実習地にある施設を探して記入してください(本学との実習受入契約の有無は問いません)。希望実習先の実習受入や、精神保健福祉士の配置の有無などについて、実習先への直接の問合せはご遠慮ください。
- 5 本人または家族等が利用している、あるいは利用していた施設は、実習先として認められません。

様式11 (3年次編入学 希望者のみ提出)

入学前・精神保健福祉援助実習A受講希望届

学籍番号	※
交付番号	※
推薦出願締切	4月生 2020年2月29日(2期出願期間) 10月生 2020年10月10日(5期出願期間)

私は精神保健福祉士として精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務に携わる意思を強く持っており、4月生は入学初年度(10月生は入学翌年度)に「精神保健福祉援助実習A」の受講を希望しているため、東北福祉大学通信教育部に入学するとともに、「入学前・精神保健福祉援助実習A受講希望届」を提出いたします。

作成日: 2020年 1月 31日

フリガナ	ふくし たろう	性別	男・女
氏名	福祉 太郎		
生年月日	昭和 平成 60年 11月 11日(33歳)	のりつけ写真	
現住所	〒000-0000 宮城県仙台市青葉区国見1-8-1 TEL: 000(000)0000/ FAX: 000(000)0000 携帯: 000 000 0000 E-mail: △△△ @ △△△.ac.jp	出願日前3カ月以内に撮影した正面・上半身・腕幅のもの、縦4cm、横3cmの大きさとし、裏面に氏名を記入してください。	
勤務先	①現職 ②無職 ③過去の勤務先 ※名称のみでも可 名称: ○△物産株式会社 〒000-0000 宮城県仙台市太白区○○○3-4 TEL: 000(000)0000		
実習希望地域	第1希望: 宮城 都・道(県) 仙台 市・区・郡 泉 区・町・村 近辺 第2希望: 宮城 都・道(県) 仙台 市・区・郡 青葉 区・町・村 近辺 第3希望: 宮城 都・道(県) 塩釜 市・区・郡 区・町・村 近辺		
希望実習先施設	1. 特になし ②あり ※「2.あり」の場合は、分る範囲で第3希望まで裏面に記入してください。		
社会福祉士「相談援助実習」受講の有無(2009年度〜のキャリアラム)	1. 受講していない ②受講した (西暦) 2015年 8月 3. 受講予定 (西暦) 年度 受講予定		
精神障害者に対するボランティア活動等の実務経験の有無	1. なし 2. あり 具体的な内容 就労支援施設でのパソコン補助ボランティア		
障害配慮等の特記事項	1. 特になし 2. あり → 下欄に具体的に内容を記入してください。		
	実習先に開示(可・不可)→必ずいずれかに○を付ける		

II. 希望内容

第1希望	希望実習先名称 就労自立支援センター○○○ 法人名(設置主体) NPO法人○○会 種別 就労移行支援・自立訓練 所在地: 〒000-0000 宮城県仙台市泉区○○6-2 TEL: 000(000)0000 希望する理由: 就労移行支援について学びたいため
第2希望	希望実習先名称 ○○○サポートセンター 法人名(設置主体) 社会福祉法人○○会 種別 相談支援事業 所在地: 〒000-0000 宮城県仙台市青葉区○○-7 TEL: 000(000)0000 希望する理由: 相談支援におけるPSWの役割について学びたい
第3希望	希望実習先名称 地域活動支援センター○○ 法人名(設置主体) 社会福祉法人○○ 種別 地域活動支援センター 所在地: 〒000-0000 宮城県仙台市青葉区○○8-7 TEL: 000(000)0000 希望する理由: 日常生活支援ならびに相談支援業務について学びたいため

III. 実習時期の希望

実習時期の希望	1. なし ②あり
(※ありの場合)希望時期	2020年 10月 ~ 2020年 11月

「あり」の場合、実習先に実習期間の希望を申し出ますが、必ずしも希望が通る訳ではございませんので、ご了承ください。

IV. 実習期間分割の希望 ※8日間実習の場合は、分割実施不可

実習期間分割希望	1. なし ②あり(月上旬・ 月下旬) ※分割の場合、希望するいずれかの時期に○
理由	

「あり」の場合、実習先に実習期間分割の希望を申し出ますが、必ずしも希望が通る訳ではございませんので、ご了承ください。
連続する2カ月間の中で実習期間を分割することが認められた場合でも、実習受講月の指定はできませんので、ご了承ください。

【記入上の注意】

- 1 希望実習先の種別は、「実習先として認められる施設・事業の種別」(募集要項p.70)のうち、「医療関係施設」を除きます。
- 2 「障害者総合支援法」に規定される施設は、身体・知的・精神障害のうち、主たる利用者が精神障害者かつ利用実績(実際の利用者の割合)も精神障害者が6割以上である必要があります。
- 3 実習指導者として資格取得後3年以上の相談援助の実務経験を有し、厚生労働省が定める実習指導者講習会を修了している精神保健福祉士が配置されているところに限ります。
- 4 上記1~3は分る範囲で構いません。先方の迷惑になりますので、実習先への直接の問い合わせはご遠慮ください。

◆本実習希望届は、あくまでも配属実習(大学が実習先を指定する形態の実習)の資料として使用します。

募集要項p.72「精神保健福祉援助実習A受講希望届 提出にあたって」の内容について、了承しました(署名捺印)

氏名 福祉 太郎 (印)

「入学前・精神保健福祉援助実習A受講希望届」提出にあたって（必ずお読みください）

精神保健福祉援助実習の受講を希望する方は、下記の内容をご了承いただきご出願ください。もし、下記の内容にご了承いただけない場合は、実習受講は許可できませんので、ご留意ください。

①実習受講期間について

- 実習は、原則として本学が定める期間（実習A：10/1～2/15の中で15日間以上かつ120時間以上、実習B：7/1～12/25の中で12日間以上かつ90時間以上）の中で、本学または実習先が指定した期間となり（配属実習）、原則として平日（ここでは祝日を除く月曜から金曜）の連続型で、1日8時間程度となります。
- 実習日程の確定後は、本学の許可なく学生が個人的に実習先へ実習日程の変更を申し出ることや、1日の実習時間の短縮を申し出ることとは認めておりませんので、あらかじめ実習係にご相談ください。
- 実習先の休日が平日の場合、実習先の勤務体制に合わせた実習日程となります。
- 実習A（福祉施設実習）のみ、原則として連続する2カ月の中で実習期間を分割して受講することが可能ですが、分割した2つの期間は、それぞれ平日の連続型であること、実習期間分割の希望を申し出る以外は、日程の指定等はできませんので、ご了承ください。
- 実習期間中は、法令上週1回を目安に、巡回担当教員による指導を受けなければ、実習として認められません。本学では、原則として実習Aが3回（巡回指導1回・帰校指導2回）、実習Bが2回（巡回指導1回・帰校指導1回）実施されます。なお、実習期間中の休日に帰校指導が行われるため、実習期間中は、スクーリングの受講や科目修了試験を受験することができない場合があることを、あらかじめご了承ください。

②実習先について

- ご自身やご家族等が利用・受診している（または過去に利用・受診歴のある）福祉施設・医療機関は、情報保護等の観点から実習先として認めておりません。
- 上記の他、精神保健福祉士の実習先として要件を満たした施設・機関がお住まいの地域にない場合は、実習をお受け入れいただける他の地域での実習となりますので、ご了承ください。
- 実習先のご事情により、年齢・性別等によって実習をお受け入れできない施設・機関もありますので、ご了承ください。

③自己都合による実習辞退の禁止

- 実習先が決定した（＝実習先から本学に、書面で実習受入可のご返答をいただいた）後は、原則として自己都合による実習辞退は認められませんので、ご注意ください。
- 実習先は、本学から実習受入の申し出を受け、本学学生のために一定期間実習受入体制（実習年度の人員体制など）の調整などを図った上で、実習の受入可否をご返答いただいております。そのため、ご自身の仕事や個人的な都合のために、実習先の実習受入のためのご厚意をふいにしてしまうような事態になった場合は、次年度以降の本学での実習受講はお断りさせていただく場合がありますので、実習希望届の提出にあたっては、実習を受講できる見通しを十分に立てるよう、ご留意ください。

④疾病または障害により医療機関を受診している方へ

- 現在、医療機関を受診している方は、養成に係る省令（「実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で実施すること。」）により、あらかじめ実習希望届の提出前に実習係にお申し出ください。
- 障害等により配慮の申請が必要な方も、あらかじめ実習係にお申し出ください。いずれも、本学（仙台）にて面談を実施する場合があります。その上で、本学より実習受講が認められた場合は、「実習を受講しても健康上問題がない旨」の主治医の診断書を提出していただきます。なお、疾病や障害によって、実習受講が難しいと本学が判断した場合は、実習受講をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

4

精神保健福祉援助実習の免除について

1 入学前に相談援助の実務経験を1年以上有する方の実習履修免除について

「2 精神保健福祉援助実習の免除対象となる実務経験コード番号表」に記載された施設（p.73～75）において、入学前までに（4月生3月31日、10月生9月30日時点）1年以上の「精神障害者の社会復帰に関する相談援助」を主たる業務として行っている方は、実習科目（「精神保健福祉援助実習指導A・B」「精神保健福祉援助実習A・B」の4科目6単位）が履修免除になる可能性があります。

該当する方は、ご出願の際に下記の様式をご提出ください。

様式8 「精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者出願時の誓約書」

様式9 「実務経験申告書」

様式10 「実務経験証明書」

(注) ご出願いただいた実習免除に関する記載内容について、入学後にその内容が事実と反していたことが判明し、実習免除や国家試験の合格が取り消された場合、本学ではその責任は負いませんので、あらかじめご了承ください。

2 精神保健福祉援助実習の免除対象となる実務経験コード番号表

次の施設・職種が、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

- 1) 様式9 「実務経験申告書」 および 様式10 「実務経験証明書」 の「施設（事業）等種類」、「職種名」および「コード」欄の記入にあたって
→次の表より、該当する「施設（事業）等種類」・「職種名」・「コード」を記入してください。
- 2) 様式10 「実務経験証明書」 の「職種名」欄の記入について
→職種名は、辞令等で発令されている職種名を記入してください。

施設（事業）等種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		施設 コード	職種の例・職種コード
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
精神科病院		01	・精神科ソーシャルワーカー [01] ・医療ソーシャルワーカー [02]
精神保健福祉センター		02	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [02] ・精神科ソーシャルワーカー [03] ・心理判定員 [04]
児童福祉法			
障害児通所支援事業を行う施設 (医療型児童発達支援を除く) (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	03	・相談援助業務に従事する職員 [99]
	放課後等デイサービス	04	
	居宅訪問型児童発達支援	52	
	保育所等訪問支援	53	
乳児院		05	・児童指導員 [01] ・保育士 [02]
児童養護施設		06	・児童指導員 [01] ・保育士 [02] ・職業指導員 [03]

施設（事業）等種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種の例・職種コード
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	07	・児童指導員 [01] ・保育士 [02] ・職業指導員 [03] ・児童発達支援管理責任者 [04] ・心理指導担当職員 [05]
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	08	・児童指導員 [01] ・保育士 [02]
児童相談所	09	・児童福祉司 [01] ・受付相談員 [02] ・相談員 [03] ・電話相談員 [04] ・児童心理司 [05] ・児童指導員 [06] ・保育士 [07]
母子生活支援施設	10	・母子支援員 [01] ・少年を指導する職員 [99]
障害児相談支援事業を行う施設	11	・相談支援専門員 [01]
児童自立支援施設	12	・児童自立支援専門員 [01] ・児童生活支援員 [02] ・職業指導員 [03]
児童家庭支援センター	13	・職員 [99]
地域保健法		
保健所	14	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [02]
市町村保健センター	15	・精神科ソーシャルワーカー [03] ・心理判定員 [04]
医療法		
病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る)	16	・精神科ソーシャルワーカー [01]
診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る)	17	・医療ソーシャルワーカー [02]
生活保護法		
救護施設	18	・生活指導員 [01]
更生施設	19	
地方自治体		
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	20	・精神保健福祉相談員 [01]
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	21	・社会福祉士 [02] ・精神科ソーシャルワーカー [03]
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	22	・心理判定員 [04]
社会福祉法		
福祉事務所	23	・査察指導員 [01] ・身体障害者福祉司 [02] ・知的障害者福祉司 [03] ・老人福祉指導主事 [04] ・現業員 [05] ・家庭児童福祉主事 [06] ・家庭相談員 [07] ・面接員に相当する職員 [08] ・婦人相談員 [09] ・母子・父子自立支援員 [10] ・母子・父子自立支援プログラム策定員 [11] ・就業支援専門員 [12]
市町村社会福祉協議会	24	・福祉活動専門員 [01]
知的障害者福祉法		
知的障害者更生相談所	25	・知的障害者福祉司 [01] ・心理判定員 [02] ・職能判定員 [03] ・ケース・ワーカー [04]
法務省設置法		
保護観察所	26	・社会復帰調整官 [01] ・保護観察官 [02]

施設（事業）等種類 （いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		施設 コード	職種の例・職種コード
障害者の雇用の促進等に関する法律			
広域障害者職業センター		27	・障害者職業カウンセラー [01]
地域障害者職業センター		28	・障害者職業カウンセラー [01] ・職場適応援助者 [02]
障害者就業・生活支援センター		29	・主任就業支援担当者 [01] ・就業支援担当者 [02] ・生活支援担当職員 [03]
更生保護事業法			
更生保護施設		30	・補導に当たる職員 [01] ・福祉職員 [02] ・薬物専門職員 [03]
発達障害者支援法			
発達障害者支援センター		31	・相談支援を担当する職員 [01] ・就労支援を担当する職員 [02]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）			
障害福祉サービス事業	生活介護	32	・生活支援員 [01]
	自立訓練	33	・サービス管理責任者 [02]
	就労移行支援	34	・生活支援員 [01] ・就労支援員 [02] ・サービス管理責任者 [03]
	就労継続支援	35	・生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [02]
	就労定着支援	54	・就労定着支援員 [01] ・サービス管理責任者 [02]
	自立生活援助	55	・地域生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [02]
	短期入所	36	・相談援助業務に従事する職員 [99]
	重度障害者等 包括支援	37	
	共同生活援助 (共同生活介護であった期間を含む)	38	
一般相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)		39	・相談支援専門員 [01]
特定相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)		40	
障害者支援施設		41	・生活支援員 [01] ・就労支援員 [02] ・サービス管理責任者 [03]
地域活動支援センター		42	・指導員 [01]
福祉ホーム		43	・管理人 [01]
改正前の法律			
精神障害者地域生活援助事業を行う施設		44	・世話人 [01]
精神障害者社会復帰施設		45	・精神障害者社会復帰指導員 [01] ・管理人 [02]
知的障害者援護施設		46	・生活支援員 [01]
児童デイサービス		47	・相談援助業務に従事する職員 [99]
指定施設に準ずる施設として、厚生労働大臣が定める施設			
精神障害者地域生活支援センター		48	・精神障害者社会復帰指導員 [01]
精神障害者地域移行支援特別対策事業		49	・地域体制整備コーディネーター [01] ・地域移行推進員 [02]
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設		50	・スクールソーシャルワーカー [01]
ホームレス自立支援事業を実施する施設		51	・生活相談指導員 [01]

3 「実務経験申告書（様式9）」記入上の注意

様式9「実務経験申告書」と様式10「実務経験証明書」の記載内容は、一致させてください。
入学前に同じ施設で1年以上の実務経験があれば、1箇所の証明のみで結構です。

- 「実務経験申告書」は本人が記入してください。

様式9 (精神保健福祉援助実習免除希望者/本人記入)

精保士用

実務経験申告書

学籍番号	※
受付番号	※

※記入しないでください

東北福祉大学
学長 殿

申告者 フリガナ 氏名 _____ (印)

〒 □□□-□□□□

現住所

TEL () _____

私は、下記にて入学前に1年以上「精神障害者の社会復帰に関する相談援助」を主たる業務として行っており、相談援助に関する実務経験を有しますので、様式10の所属長等の証明書を添えて、申告します。

西暦 2020 年 1 月 15 日

所属している（していた）施設名・施設（事業）等種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		期 間	実務経験証明書（様式10）の証明権者名（病院・施設・機関代表者名を記載）
1	施設名 施設コード 42 広瀬川地域活動支援センター 施設（事業）等種類（正確に転記のこと） 地域活動支援センター	職種名 職種コード 01 指導員		西暦 2012 年 4 月 1 日 ～ 西暦 2020 年 1 月 15 日 (計 7 年 9 カ月)	センター長 仙台 政宗
2	施設名 施設コード 施設（事業）等種類（正確に転記のこと）	職種名 職種コード		西暦 年 月 日 ～ 西暦 年 月 日 (計 年 カ月)	

「実務経験証明書」の証明権者欄の「施設・事業所の名称」を記載してください。

「施設（事業）等種類」「実務経験として認められる職種名」欄は、「募集要項」p.73～75の表より正確に転記してください。

「実務経験証明書」の証明権者欄の「代表者の氏名」を記載してください。

現在勤務中の場合は、本様式作成日を記入してください。

- (1) 上記の内容は、「実務経験証明書（様式10）」の記載内容と一致することが必要です。
- (2) 記入内容を訂正した場合は、申告者の印を押印してください。修正液による訂正は認められません。
- (3) 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
- (4) 「施設（事業）等種類」「職種名」欄には、実務経験コード番号表（「募集要項」p.73～75）に記載の中から選び、**正確に転記してください。**名称が一致しない場合は、**免除を認められません。**
- (5) その他、「募集要項」p.76の「記入上の注意」をよくお読みいただき、ご記入ください。

4 「実務経験証明書(様式10)」記入上の注意

「実務経験証明書」は証明権者が記入・公印捺印のうえ発行してください。

【証明権者の方へお願い・記入上のご留意点】

※志願者の方より「東北福祉大学 通信教育部 募集要項2020」をお借りいただき、p.73～75をよくご確認ください。また、ご記入願います。

様式 10 (精神保健福祉援助実習免除希望者/証明権者記入・公印押印)

実務経験証明書

東北福祉大学
学長 殿

精保士用

学籍番号	※
受付番号	※

※記入しないでください

(証明書作成日) 西暦2020年 1月 15日

見込みによる証明はしないでください。2019年4月1日から勤務を開始し2020年3月末で1年になるような場合は、2020年4月以降に証明書を発行してください。

施設・事業所の所在地及び名称	〒△△△-△△△△ 仙台市青葉区〇〇町1-1-1 広瀬川地域活動支援センター		
代表者氏名(役職・氏名)	センター長 仙台 政宗		
電話番号	022-000-△△△△		
証明書作成者	所属・役職等	氏名	認印
	センター長	仙台 政宗 ←	

所在地～代表者名まではゴム印による記載でも可です。ただし、必ず代表者名の公印を押してください。

代表者自身の証明の場合は、「証明書作成者」は本人以外の方としてください。

次の者は、以下のとおり、専任で精神保健福祉士国家試験の受験資格に係る「精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている(または行っていた)」実務経験を有することを証明します。

フリガナ	フクシ アユミ		生年月日				
氏名	福祉 歩美		西暦 1974年 7月 4日生				
施設・事業所の名称	広瀬川地域活動支援センター						
施設(事業)等種類(正確に転記のこと)	地域活動支援センター		施設コード	42			
職種名(正確に転記のこと)	指導員		職種コード	01			
従業期間	西暦	2012	年	4	月	1	日から
	西暦	2020	年	1	月	15	日まで

出願時に必要な従業期間に満たない者は、必要な従業期間を満たしてから証明してください(1日でも不足する場合は、受験資格と認められません)。見込みによる証明はしないでください。

記入にあたって、募集要項p.73～75の実務経験コード番号表のなかからいずれかを選んで、名称及びコードを正確に転記してください。

- 証明権者(実務経験を行っていた施設等の代表者=院長・施設長・所長・所属長など)の公印が必要です(個人名印は不可)。修正液の使用は不可。証明内容を訂正した場合は、証明権者の公印を押印してください。
- 「相談援助業務」を行う専任の職員以外の実務経験として認められません。また、見込みによる証明はできません。
- その他、「募集要項」p.77の「記入上の注意」をよくお読みいただき、ご記入ください。
- 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。

精神保健福祉士国家試験受験資格取得者（卒業生）からのメッセージ

通信教育部の卒業生からメッセージをいただきました。参考までにご覧ください。

■仕事や家庭でいかしていること・いかしたいこと

精神保健福祉士の合格後はますます専門職である自覚をもって、この新しい「**生活困窮者自立支援法**」の歴史を作るとともに、全国にさきがけた活動ができるようになりたいです。はじめは仕事のためと思ってはじめた学習でしたが、何をしても自分自身の生活や生き方が何より大事な事に気づき、充実した時間を過ごしたいと思いました。

現在、多世代交流の場で働いていますが、日々の生活の中で生じる課題・問題を一人で抱え込むことなく、**生活全般の問題等相談の窓口**として他機関と連携しながら、学習で得たことをいかしていきたいと思います。地域の生活に根差した、また地域に開かれた生活者にとっての最初の気軽な窓口でありたいと思います。

現在の勤務先では、PSWや社会福祉協議会の方など外部の**多職種の方と話す**ことが多いのですが、理論立てて対等に話せるようになりました。また、専門的な知識をいかし、福祉分野についての議論ができるようにもなりました。

精神障がいの方の支援に参与したいと考え、**精神科病院のPSW**として採用されました。精神障害者だけではなく様々な方が集える居場所などつくっていきけるようになりたいです。研究もしたいです。夢は尽きません。

現在、**医療機関**に勤務しています。**精神障がい**に対する関わり方を学んだことで、より客観的に向き合えるようになってきていると感じています。また、制度や法律の知識も仕事にいかせています。

現在、**特別養護老人ホーム**で働いています。大学で学ぶ以前は他職種との連携がなかなか苦手でした。精神障がいや認知症についての専門的な知識を身につけたことで、**根拠を持って議論し、スムーズに連携**をとれるようになりました。

精神保健福祉士資格取得後、障害福祉サービス事業所で相談員をしています。精神科病院で働くワーカーに比べるとまだまだ遅れている分野ですが、それだけやりがいや充実感もあります。

職場で利用者に関わる際、**自分の行動・発言の根拠を持つ**ことができています。職員のゆらぎや不安を利用者はとても敏感に感じ取るので、その点で相手にとっての安心材料にもなっていると思います。

■精神保健福祉援助実習について

相談支援の仕事をするにあたり、人との関わりはとても重要になります。実習ではワーカーがどのように利用者とのコミュニケーションを取っているのかを肌で感じてください。そして自分ならどのように関わるか想像し実践することをお勧めします。

実習期間は長いようで短いものです。今しか経験できない貴重な時間を大切にしてください。困難に直面したとき1人で悩まないでください。そのために実習指導者や巡回指導教員、共に頑張る仲間がいるのですから。

実習で困ったときや不安になったことは、帰校指導や巡回指導の際に先生に相談すると良いです。相談することで不安も解消され、アドバイスをいただいたことで、実習における積極性に繋がります。

実習に行く前は不安でしたが、3週間過ぎて成長できました。お別れの時、涙を流していただいた利用者様もおり、私にとって何段階もステップアップできた実習でした。

積極的にやりたいことを伝えないとあっという間に終わってしまいます。また、実習中に計画書と照らし合わせる時間を設けてもらうことが大切です。

謙虚に積極的に「知るを楽しむ」姿勢が大事だと思いました。将来の自分の目標や希望の糧となることを信じて頑張ってください。

社会福祉士・精神保健福祉士指定科目既修得単位の個別認定

1 個別単位認定とその対象者・対象科目

個別単位認定とは、過去に**四年制大学**を卒業し、社会福祉士または精神保健福祉士の国家試験受験資格取得のため社会福祉学科に正科生として入学した方に、出身大学で単位修得した社会福祉士または精神保健福祉士の指定科目のうち、本学で開設されている同じ科目（本学の単位数以上の科目に限る）について、入学時の申請（任意）に基づき、個別に単位認定を行う制度です。

【対象者】 出身大学にて社会福祉士または精神保健福祉士の国家試験受験資格が取得できる学科・コースに入学しており、対象となる指定科目を修得して卒業した方のみです。卒業年度によっては、認定の対象外となる場合がありますので、予め出身大学にてご確認ください。

【対象科目】

1) 社会福祉士科目：p.44 の表の右側に「大卒者認定可能性」が「有」と記載の科目。

【旧カリキュラム】 2008 年度までに入学し、卒業している方。

【新カリキュラム】 2009 年度以降に入学し、卒業している方。

2) 精神保健福祉士科目：p.64 の表の右側に「認定可能性」が「有」と記載の科目。

(注) 短期大学および専門学校で修得した単位は、個別認定の対象外です（一括認定のみ）。

2 個別単位認定の流れ

《手 順》	《内 容》
①個別単位認定の希望連絡（書面） ・ FAX 022-233-2212 ・ Mail tsukyo@tfu-mail.tfu.ac.jp ・ 郵送 上記いずれかで申し込む。	左記の方法で、①個別単位認定希望の旨、②住所、③氏名、④電話番号、⑤出身大学をご連絡ください。必要書類を送付します。 ※入学説明会などでも希望者へ配付します。 本学（通学課程）の卒業者は、通信教育部への連絡は不要です。教務部教務課（022-717-3315）より「(社会福祉士または精神保健福祉士) 指定科目履修証明書」「成績証明書」をお取り寄せください。
②出願書類の提出	他の出願書類と同封して「(社会福祉士または精神保健福祉士) 指定科目履修証明書」を提出してください。 ※各指定科目履修証明書は、国家試験受験用の書式であれば出身校の様式でもかまいません。
③個別単位認定（可能）科目の連絡	選考結果の通知に「既修得単位認定申請表」を同封します。認定が可能な科目をご確認ください。 ※手順⑤の「履修状況票」が届いてから履修登録をしてください。
④個別単位認定の申請	認定が可能な科目のうち、認定を希望する科目のみ認定希望欄に○印を付け、本学通信教育部へ返送してください。
⑤個別単位認定結果の通知	認定科目を記載した「履修状況票」を送付します。 ※出身大学の課程にあわせてスクーリング単位も設定されます。
⑥履修登録	認定された科目を除いて、履修登録をしてください。 ※個別単位認定科目の単位数は、履修登録の合計単位数には含めません。

3 個別単位認定手数料 10,000 円

上記の手順⑤の際に、別便で納入依頼書を送付しますので、コンビニエンスストアより納入してください。

4 個別単位認定の注意事項

- 1) 提出された証明書について、出身校へ内容照会を行う場合があります。
- 2) 個別単位認定された科目は、履修登録できません（教科書の配本、スクーリング受講などはできません）。
- 3) 本学で学習を希望する科目は、「2. 個別単位認定の流れ」の「手順④個別単位認定の申請」時に認定科目として希望しないでください。
- 4) 入学後の個別単位認定申請はできません。申請は出願時に行ってください。
- 5) 個別単位認定の相談・申請は、出身大学の卒業後にお願ひします（卒業見込みでの相談・申請はできません）。
- 6) 以前、本学通信教育部に在籍していた場合で、「入学志願書」に旧学籍番号を記載された方は、個別単位認定の申請は不要です。再入学される学科のカリキュラムにあわせて自動的に単位認定され、認定の有無について希望することはできません。

1

各種任用資格 取得希望の方へ

社会福祉主事任用資格 ^(注)、**児童指導員任用資格**、**知的障害者福祉司任用資格**は、本学を卒業することで取得できます。

また、**心理判定員（児童心理司）任用資格**は、福祉心理学科を卒業することで取得できます。

なお、**児童福祉司任用資格**は、本学を卒業後、厚生労働省の定める施設にて1年間の実務経験後に取得が可能です。そのため、本学にて証明書は発行できませんのでご注意ください。

(注) 福祉心理学科に入学した場合、社会福祉主事任用資格取得のためには、指定科目の中から3科目以上の単位修得が必要となります。

参考

■任用資格とは

公務員などの採用試験に合格し、専門職として配置されていくことのできる資格です。福祉医療関係の施設・病院への就職に際し、資格要件として求められる場合もあります。

■社会福祉主事とは

都道府県、市町村の福祉事務所などに配置され、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に定める援護、育成または更生の措置に関する事務をおこないます（社会福祉法第18・19条）。

■児童指導員とは

児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設などに配置され、児童の生活指導をおこないます（児童福祉施設最低基準第42・43・49・56・61・69・73・75条）。

■知的障害者福祉司とは

都道府県、市町村の福祉事務所や知的障害者更生相談所に配置され、知的障害者の福祉に関する事務をおこないます（知的障害者福祉法第14条）。

■児童福祉司とは

児童相談所に配置され、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な指導等をおこないます（児童福祉法第13条）。

■心理判定員・児童心理司とは

心理判定というのは、児童相談所や精神科の病院などで、主に心理検査や面接を実施し、診断や治療効果測定のための資料を提供する仕事です。明確な資格の規定はありませんが、大学において心理学を専攻した者が心理判定の仕事ができることになっています。具体的には、来談者（クライアント）について、知能検査、人格検査などを行ったり、さらに面接や行動観察を行ったりすることによって、判定会議などへの資料を提供することです。判定会議に出席して意見を述べるだけでなく、時には医師や児童福祉司、ソーシャルワーカーなどとチームを組んで心理治療に当たることもあります。

このような心理判定をする者が必要とされる主な職場には、児童相談所、精神保健福祉センター、婦人相談所、各種福祉施設、病院（精神科・神経科）などがあります。

なお、平成17年度以降、児童相談所に配置され、子どもや保護者等の相談に応じたり、心理判定をおこなう「心理判定員」の名称が「児童心理司」に変更されています（「児童相談所運営指針」）。「心理判定員」「児童心理司」任用資格条件は「学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科を修めて卒業した者」であることに変更はありません（「児童福祉法」第12条の34、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」など）。

なお、これら心理学の専門職につくためには、現状では指定大学院に進学して「臨床心理士」の資格を取得することが一般的になっています。本学・福祉心理学科では、大学院進学のための心理学全般に関する基礎知識を幅広く学ぶことができます。

防災士資格

本学では、東日本大震災や熊本地震を受けて、減災と社会の防災力向上のための基本的知識と技能をもち、地域社会における防災リーダーとして活躍できる人材を増やすため、「防災士」資格取得希望者向けの養成研修講座（2日間）を開催しております。

なお、受講料・資格登録申請費などの諸費用として、別途 40,000 円が必要になります。

詳細は、入学後に「補助教材」等でご案内します。

■ 資格取得方法

事前レポート学習⇒「特講（防災士研修講座）」（2日間）のスクーリング受講⇒防災士資格取得試験（スクーリング最終コマに実施）の受験・合格および別途各地で開催している「普通救命講習」の受講が必要。

睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）受験資格

日本人の多くが睡眠に不満を感じており、さまざまな快眠技術や睡眠改善策の提案が求められています。一般社団法人日本睡眠改善協議会では、科学的研究成果が明確な睡眠に関する知識と技術を、具体的でわかりやすい睡眠改善策として実践と普及に貢献できる人材育成のために、睡眠改善指導者の認定制度を設けています。下表の科目を単位修得することで、認定試験の受験資格を取得することができます。

認定試験については、一般社団法人日本睡眠改善協議会が実施します（例年9月頃）。

領域	科目名	配当年次	履修方法	科目単位	本学での履修方法
基礎	睡眠改善学	1年次～	R or SR	2	1科目2単位必修
医療	医学一般	2年次～	R or SR	2	3科目6単位以上選択し、 単位修得のこと ※ 領域は問いません
	人体の構造と機能及び疾病	2年次～	R or SR	2	
	精神保健学	2年次～	R or SR	4	
	精神医学	3年次～	R or SR	4	
	精神疾患とその治療 I	3年次～	R or SR	2	
教育	教育・学校心理学A（教育心理学）	1年次～	R or SR	2	
	教育・学校心理学B（学校心理学）	2年次～	R or SR	2	
心理	福祉心理学	1年次～	R or SR	2	
	心理学概論A	1年次～	R or SR	2	
	社会・集団・家族心理学A（社会・集団心理学）	1年次～	R or SR	2	
	社会・集団・家族心理学B（家族心理学）	1年次～	R or SR	2	
	産業・組織心理学	2年次～	R or SR	2	
	人間関係論	1年次～	S	1	
	老年心理学A	1年次～	R or SR	2	
	ライフサイクルと福祉心理学	1年次～	S	1	

心理学関連資格 取得希望の方へ

☎通信教育部入学案内 p.28 ~ 29 も合わせてご覧ください

1 認定心理士 取得希望の方へ

●認定心理士とは

大学において心理学を学び、「心理学の専門家として仕事をするために必要な、最小限の標準的基礎学力と技能を修得している」と、日本心理学会が認定する資格です。申請にあたっては、日本心理学会が定める審査料・認定料計40,000円の費用がかかります。

●申請の条件と履修方法

本学で下表の条件を満たして単位修得し、卒業することで取得できます。卒業後、ご自身で日本心理学会に申請していただくことが必要です。

ただし、社会福祉学科で取得する場合は、卒業要件に含めることのできない科目があります。

認定心理士資格に関する科目 (科目名太字は福祉心理学科卒業のための必修科目)

科目	領域	本学の科目名	配当年次	履修方法	科目単位	本学での履修方法 (総計 36 単位以上修得)	
基礎科目	a 心理学概論	心理学概論 A	1 年以上	R or SR	2	2 科目 4 単位必修	
		心理学概論 B	1 年以上	R or SR	2		
	b 心理学研究法	心理学研究法 A	2 年以上	R or SR	2	2 科目 4 単位必修	
		心理学統計法	2 年以上	R or SR	2		
	c 心理学実験・実習		心理学実験 I A	1 年以上	SR	1	4 科目 4 単位必修
			心理学実験 I B	1 年以上	SR	1	
心理学実験 II A			2 年以上	SR	1		
心理学実験 II B			2 年以上	SR	1		
選択科目	d 知覚心理学・学習心理学	知覚・認知心理学	2 年以上	R or SR	2	d、f、g、h の 4 領域中 3 領域が各 4 単位以上で、 かつ 5 領域の小計が 24 単位 以上修得のこと	
		学習・言語心理学	2 年以上	R or SR	2		
	e 生理心理学・比較心理学	神経・生理心理学	2 年以上	R or SR	2		
		発達心理学	2 年以上	R or SR	2		
	f 教育心理学・発達心理学	発達臨床心理学	2 年以上	S	1		
		児童青年心理学	1 年以上	R or SR	4		
		老年心理学 A	1 年以上	R or SR	2		
		老年心理学 B	1 年以上	R or SR	2		
		教育・学校心理学 A (教育心理学)	1 年以上	R or SR	2		
		教育・学校心理学 B (学校心理学)	2 年以上	R or SR	2		
		福祉心理学	1 年以上	R or SR	2		
	g 臨床心理学・人格心理学	障害者・障害児心理学	2 年以上	R or SR	2		
		感情・人格心理学	2 年以上	R or SR	2		
		臨床心理学概論 I	2 年以上	R or SR	2		
		心理的アセスメント I	2 年以上	R or SR	2		
		心理学的支援法 I	2 年以上	R or SR	2		
		心理学的支援法 II	2 年以上	R or SR	2		
		司法・犯罪心理学	2 年以上	SR	2		
		カウンセリング I	1 年以上	S	1		
		カウンセリング II	1 年以上	S	1		
		カウンセリング演習 I	2 年以上	S	1		
		カウンセリング演習 II	2 年以上	S	1		
	h 社会心理学・産業心理学	健康・医療心理学	3 年以上	R or SR	2		
		社会・集団・家族心理学 A (社会・集団心理学)	1 年以上	R or SR	2		
		社会・集団・家族心理学 B (家族心理学)	1 年以上	R or SR	2		
		産業・組織心理学	2 年以上	R or SR	2		
人間関係論		1 年以上	S	1			
その他	i 心理学関連科目・卒業論文	卒業研究 (注)	4 年	卒業研究	(4)		

(注) 本学では「卒業研究」は 8 単位ですが、認定心理士認定委員会では 4 単位として認定するため、4 単位と表記しています。

※四年制大学既卒の方は、3 年次編入学または科目等履修生として入学し、上表の条件を満たせば、本学を卒業しなくても認定心理士の取得は可能です。

ただし、自身の責任において、日本心理学会のホームページなどで再度条件を確認のうえ、履修すべき科目の選択や資格申請をしてください。

※科目等履修生として出願する場合、履修方法が「SR」「S」の科目は入学後決められた時期に追加履修登録を行うことで履修が可能です (授業料、スクーリング受講料、ならびに別途手数料 1,000 円が必要です)。

※スクーリング開講予定は p.25 ~ 28 を参照してください。

2 福祉心理士 取得希望の方へ

●福祉心理士とは

日本福祉心理学会が認定する資格であり、「福祉サービスを利用する人のアセスメントを行ったり、サービス利用者やその家族、そして、そこで働く職員の福祉心理相談・支援を行ったりするうえで専門家として求められる基礎学力と技能を修得している」と、日本福祉心理学会が認定した方のことです。認定の際、日本福祉心理学会が行う筆記試験が実施される予定で審査料20,000円、認定料10,000円も必要です。また、日本福祉心理学会員となり5年ごとに資格更新のための審査を受ける必要があります。

●申請の条件と類型

大学で取得する際は、下記【A類型】で指定科目を履修する方法が一般的ですが、社会福祉施設等での実務経験を3年以上有している場合は【B類型】での取得も可能です。

【A類型】 大学で指定科目を下表の履修方法に従って**合計32単位以上を修得**し、卒業（社会福祉学科でも福祉心理学科でも可）した方。ただし、指定科目の一部が未履修の場合、科目等履修生としての単位修得も可です。

【B類型】 申請時において、すでに社会福祉施設等での実務経験を3年以上有しており、大学（または日本福祉心理学会が開催する研修会）で、①「心理学」、②「福祉心理学」もしくは「臨床心理学」、③「社会福祉学」、④「心理査定法」、⑤「カウンセリング（心理相談）」もしくは「心理療法」、⑥「発達心理」もしくは「児童心理」もしくは「障害者の心理」もしくは「高齢者の心理」、⑦「社会福祉援助技術」の必修指定科目7科目について各2単位以上を修得した方。

日本福祉心理学会認定 福祉心理士に関する科目（本学の科目名太字は福祉心理学科必修科目）

領域	指定科目名	本学の科目名	配当年次	履修方法	科目単位	履修方法 (合計32単位以上修得)
基礎科目	心理学	心理学概論A	1年以上	R or SR	2	合計6単位以上を単位修得のこと
		心理学概論B	1年以上	R or SR	2	
	福祉心理学	福祉心理学	1年以上	R or SR	2	
	社会福祉学	社会福祉原論	2年以上	R or SR	4	
心理学関係科目	臨床心理学	臨床心理学概論 I	2年以上	R or SR	2	4科目以上履修し、合計12単位以上を単位修得のこと
	心理査定法	心理的アセスメント I	2年以上	R or SR	2	
	カウンセリング（心理相談）	カウンセリング I	1年以上	S	1	
		カウンセリング II	1年以上	S	1	
	心理療法	心理学的支援法 I	2年以上	R or SR	2	
	発達心理	発達心理学	2年以上	R or SR	2	
	児童心理	児童青年心理学	1年以上	R or SR	4	
	障害者の心理	障害者・障害児心理学	2年以上	R or SR	2	
高齢者の心理	老年心理学 A	1年以上	R or SR	2		
社会福祉学関係科目	相談援助（社会福祉援助技術もしくは精神保健福祉援助技術）	精神保健福祉援助技術総論 I	2年以上	R or SR	2	「相談援助」より1科目必修、合計12単位以上を単位修得のこと
		社会福祉援助技術総論	2年以上	R or SR	4	
	社会福祉学関係	精神保健福祉の理論	2年以上	R or SR	2	
		精神保健福祉のサービス	2年以上	R or SR	2	
		精神保健福祉援助技術各論	2年以上	R or SR	2	
		児童・家庭福祉論	1年以上	R or SR	4	
		高齢者福祉論	1年以上	R or SR	2	
		障害者福祉論	1年以上	R or SR	4	
		知的障害者福祉論	2年以上	R or SR	2	
		社会福祉援助技術論 A	2年以上	R or SR	2	
社会福祉援助技術論 B	2年以上	R or SR	2			
医療・保健関係科目	精神医学	精神医学	3年以上	R or SR	4	履修する必要はないが、履修した場合の扱いは*参照
		精神疾患とその治療 I	3年以上	R or SR	2	
		精神疾患とその治療 II	3年以上	R	2	
	リハビリテーション論	リハビリテーション論	2年以上	R or SR	2	
	精神保健学	精神保健学	2年以上	R or SR	4	

*心理学関係科目のうち2科目4単位、および社会福祉関係科目のうち2科目4単位の計4科目8単位については、医療・保健関係科目（精神医学、リハビリテーション学、精神保健学）をもって代替できる。

認定心理士
取得希望の方へ

福祉心理士
取得希望の方へ

履修証明プログラムのご案内

1. 履修証明プログラムとは

大学において、社会人等を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して学校教育法に基づく履修証明書が交付できる制度です（詳細は文部科学省のホームページ参照）。

本学では、この制度を活用し、特定の分野について学びたいという意欲のある方を対象に開設しており、修了者には「履修証明書」を発行いたします。

2. 開設プログラム

2020年度に開設するプログラムは「社会福祉現場で働く方のための実践力養成プログラム」「カウンセリングの基礎を学ぶ」「社会福祉士・精神保健福祉士のための発達障害者の支援と心理的アプローチ」です。

各プログラムの科目一覧の中から、スクーリングを90コマ以上受講（「履修方法」欄参照）しスクーリング試験に合格することが必要です。

※すでに本学にてスクーリングに合格している科目がある方は、2020年度以降に不足科目のスクーリングを受講・合格することで「履修証明書」の発行が可能です。

■ **募集人員** 各プログラム50名（目安）

■ **出願期間** 4月生（2020年1月10日～4月10日）

■ **入学方法** 科目等履修生または正科生（1・2年次（編）入学の正科生は、配当年次の関係上1年間以上の学習期間を要する場合があります）

■ **出願資格** p.12～14、16参照（科目等履修生：在籍資格、正科生：入学資格・編入学資格）

■ **受講期間** 入学方法（科目等履修生または正科生）により異なります。

■ **学費（初年度）** 入学方法および科目により異なります。

【科目等履修生】入学選考料：10,000円

履修費：受講科目により異なります（プログラム科目一覧参照）

【正科生】入学選考料：10,000円 入学金：30,000円

学費：130,000円（40単位まで履修可）

スクーリング受講料：受講科目により異なります（プログラム科目一覧「履修費」欄参照）

■ **出願書類** 入学方法により異なります。

【科目等履修生】p.7参照（「履修希望科目登録用紙」（様式4）を使用）

【正科生】p.7参照

■ **授業科目の内容**

科目の内容は『レポート課題集』、スクーリング日程は『試験・スクーリング情報ブック』いずれもホームページから閲覧できます。ただし、2020年4月ごろまで2019年度のもものが掲載されています。

■ **履修登録上の注意**

- (1) スクーリング開講予定日に出席できることを前提に、出願・履修登録をお願いいたします。なお、オンデマンド・スクーリング欄に◎のある科目については、オンデマンド・スクーリングで受講可能（予定）です。
- (2) 科目等履修生が一度履修登録した科目については、スクーリングに出席できなかった場合でも履修費の返金はありません。
- (3) 履修登録のほか、別途スクーリング申込みが必要となります。
- (4) 履修登録していない科目はスクーリング受講できません。入学後、6月・11月の規定の時期に追加履修登録が可能です。ただし、6月の追加履修登録では8月以降、11月の追加履修登録では1月以降のスクーリングの申込みが可能となります。また、7月までのスクーリングを受講する場合は、入学時に必ずその科目を履修登録しておくことが必要です。

1 「社会福祉現場で働く方のための実践力養成プログラム」プログラム科目一覧

分野	科目名	コマ数	履修方法 (90 コマ以上選択)	履修費 (円)	オンデマンド・スクーリング
福祉理論分野	社会福祉原論	12	20 コマ 以上選択	10,000	○
	地域福祉論	12		10,000	○
	児童・家庭福祉論	12		10,000	-
	障害者福祉論	12		10,000	○
	高齢者福祉論	8		5,000	○
	介護概論	8		5,000	○
	精神保健学	8		5,000	○
	NPO 論	8		5,000	-
福祉実践分野	社会福祉援助技術論 A	6	70 コマ 以上選択	5,000	○
	社会福祉援助技術論 B	6		5,000	○
	精神保健福祉援助技術各論	8		5,000	-
	精神科リハビリテーション学	12		10,000	○
	ケアマネジメント論	8		5,000	-
	認知症介護論	8		7,000	-
	リハビリテーション論	8		5,000	-
	福祉用具と生活支援	12		10,000	-
心理理論分野	心理学概論 A	6	70 コマ 以上選択	5,000	○
	心理学概論 B	7		5,000	○
	人間関係論	8		7,000	○
	社会・集団・家族心理学 A	8		5,000	○
	産業・組織心理学	8		7,000	○
	司法・犯罪心理学	8		7,000	○
	老年心理学 A	6		5,000	○
	老年心理学 B	7		5,000	○
心理実践分野	カウンセリング I	8	70 コマ 以上選択	7,000	-
	カウンセリング II	8		7,000	-
	カウンセリング演習 I	8		7,000	-
	カウンセリング演習 II	8		7,000	-

2 「カウンセリングの基礎を学ぶ」プログラム科目一覧

科目名	コマ数	履修方法 (90 コマ以上選択)	履修費 (円)	オンデマンド・スクーリング
カウンセリング I	8	16 コマ 必修	7,000	-
カウンセリング II	8		7,000	-
心理学概論 A	6	34 コマ 以上選択	5,000	○
心理学概論 B	7		5,000	○
感情・人格心理学	8		7,000	-
福祉心理学	8		5,000	○
臨床心理学概論 I	8		7,000	-
心理的アセスメント I	8		5,000	○
ライフサイクルと福祉心理学	8		7,000	○
人間関係論	8		7,000	○
カウンセリング演習 I	8	40 コマ 以上選択	7,000	-
カウンセリング演習 II	8		7,000	-
特講・福祉心理学 5 (自分さがしの心理学)	8		7,000	-
特講・福祉心理学 8 (ストレスとつきあう心理学)	8		7,000	-
特講・福祉心理学 17 (認知行動療法)	8		7,000	-
	8		7,000	-

3 「社会福祉士・精神保健福祉士のための発達障害者の支援と心理的アプローチ」プログラム科目一覧

分野	科目名	コマ数	履修方法 (90 コマ以上選択)	履修費 (円)	オンデマンド・スクーリング
発達障害分野	発達障害者の理解と支援	8	16 コマ 必修	7,000	-
	発達障害者の地域支援	8		7,000	○
福祉分野	児童・家庭福祉論	12	74 コマ 以上選択	10,000	-
	高齢者福祉論	8		5,000	○
	更生保護制度論	8		7,000	○
	精神保健学	8		7,000	○
	精神科リハビリテーション学	12		10,000	○
	認知症介護論	8		7,000	-
	ケアマネジメント論	8		7,000	-
	人間関係論	8		7,000	○
心理分野	社会・集団・家族心理学 A	8	74 コマ 以上選択	5,000	○
	社会・集団・家族心理学 B	8		5,000	○
	産業・組織心理学	8		7,000	○
	司法・犯罪心理学	8		7,000	○
	老年心理学 A	6		5,000	○
	老年心理学 B	7		5,000	○
	カウンセリング I	8		7,000	-
	カウンセリング II	8		7,000	-
	カウンセリング演習 I	8		7,000	-
	カウンセリング演習 II	8		7,000	-
	特講・福祉心理学 5 (自分さがしの心理学)	8		7,000	-
	特講・福祉心理学 17 (認知行動療法)	8		7,000	-

【現在役立てていること】

NPO 法人を立ち上げ、主に障害者及び高齢者の生活支援等に学んだことを役立てている。

仕事上、相談業務をすることが多く、色々な研修には出ていても基礎が分かっていないのではないかと不安だったが、心理学を学ぶことができ、自分の基礎が固められたと感じている。

コミュニケーションスキルや理論など、それまで経験でカバーしてきたものが、自信を持って仕事をできるようになったことで、職場だけでなく子育てに関しても、周囲にアドバイスできるようになり、「気持ちが楽になった」と言ってもらえるようにまでなった。

【今後役立てていきたいこと】

保育士の経験を生かした児童に関わる相談員として、これからさらに現場でも心理や福祉の学びを不登校や発達障害などで悩む子どもと家族の幸せのために役立てて、相談員として成長していきたい。

今後は児童養護施設を20歳で出ていかなければいけない子どもたちの支援（ボランティア）をしたいと考えています。

【卒業後の転職・就職について】

求人情報やハローワークのインターネットサイトから応募し、保育士から教育委員会の教育相談員に転職できた。

求人サイトで就職活動を行い、児童福祉施設への就職が決まりました。

【通信教育部での学習等について】

本学を卒業できた大きな要因は、オンデマンド・スクーリングで学べたことです。関東在住で仕事をしながら、仙台へのスクーリング参加は難しいものがありました。オンデマンド・スクーリングを受講することにより、自分が勉強できる時間にいつでも、何回も視聴できることで理解が進み、単位修得に繋がりました。そして自身の成長に繋がったと感じています。

はじめは本当に卒業できるのか不安でしたが、それを上回るほどの学びがありました。心理学は生活に活かしてこそその学問だと思いつく思いました。自分が辛いとき、周りに辛さを感じている人がいるときに、いつでも引き出しを開けられるような人でありたいと思います。本当に楽しい4年間でした。

【在学生へのメッセージ、アドバイス】

スクーリング時に近くの席の人への「どちらからですか？」の一言から始まる「どちらから？友達」。スクーリング中に共感し合ったり、質問し合ったり、そして家庭学習中に生活に追われ投げ出しそうになる時、支えてくれたのはこの友達でした。家族の支えだけでなく、学友を持つことは励みになります。

最初が肝心だと思います。ゴールをイメージして、計画を立ててから科目選択をしたほうが良いと感じました。